

# 入札契約、総合評価について〔工事〕

令和6年9月

国土交通省 関東地方整備局  
企画部技術調査課

1. 建設業を取り巻く現状
2. 入札・契約に関する取組
  - 2-1. 令和5年度の状況
  - 2-2. 令和6年度入札・契約、総合評価の  
実施方針
3. 市町村総合評価の事例紹介【府中市】
4. その他

# 1. 建設業を取り巻く現状

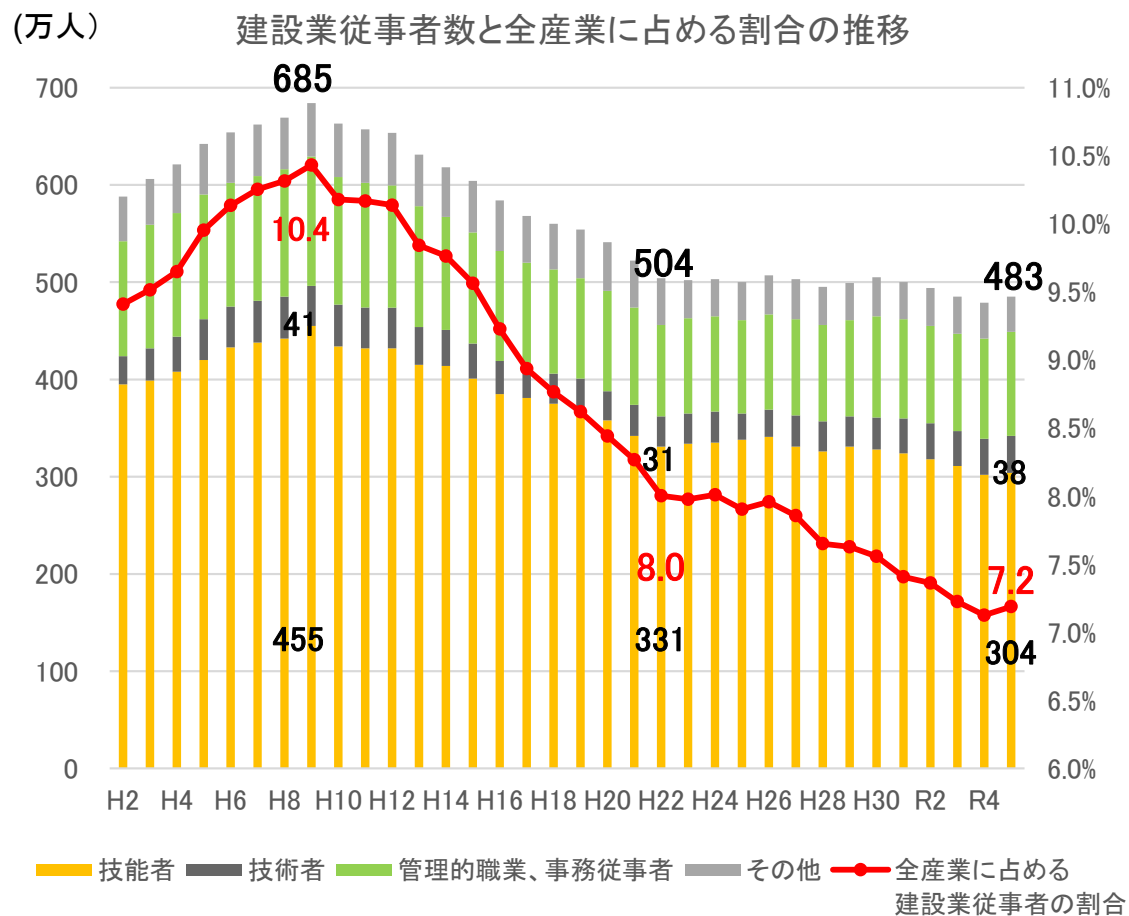
---

# (1)建設業就業者の現状

## 技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 483万人(R5)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 38万人(R5)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 304万人(R5)

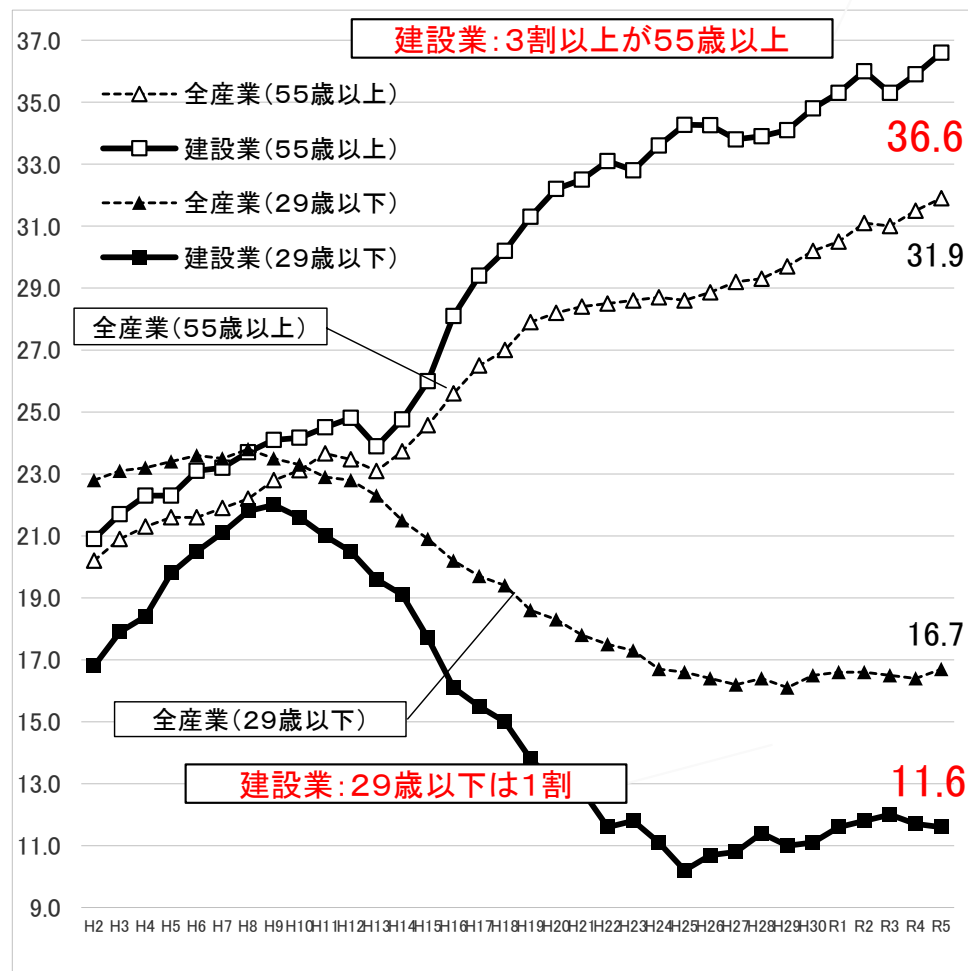


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

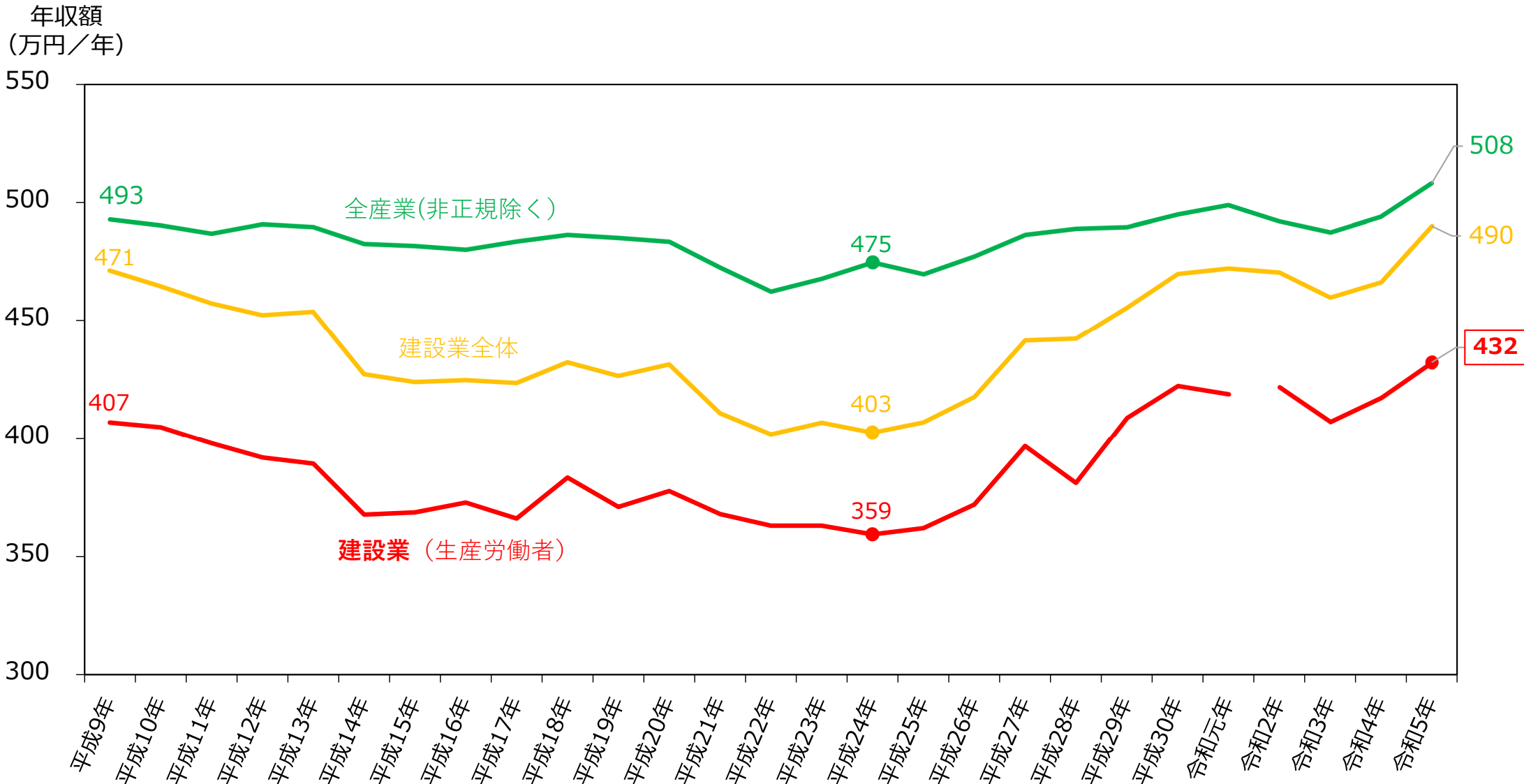
## 建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

# (2) 賃金の推移(建設業と他産業との比較)



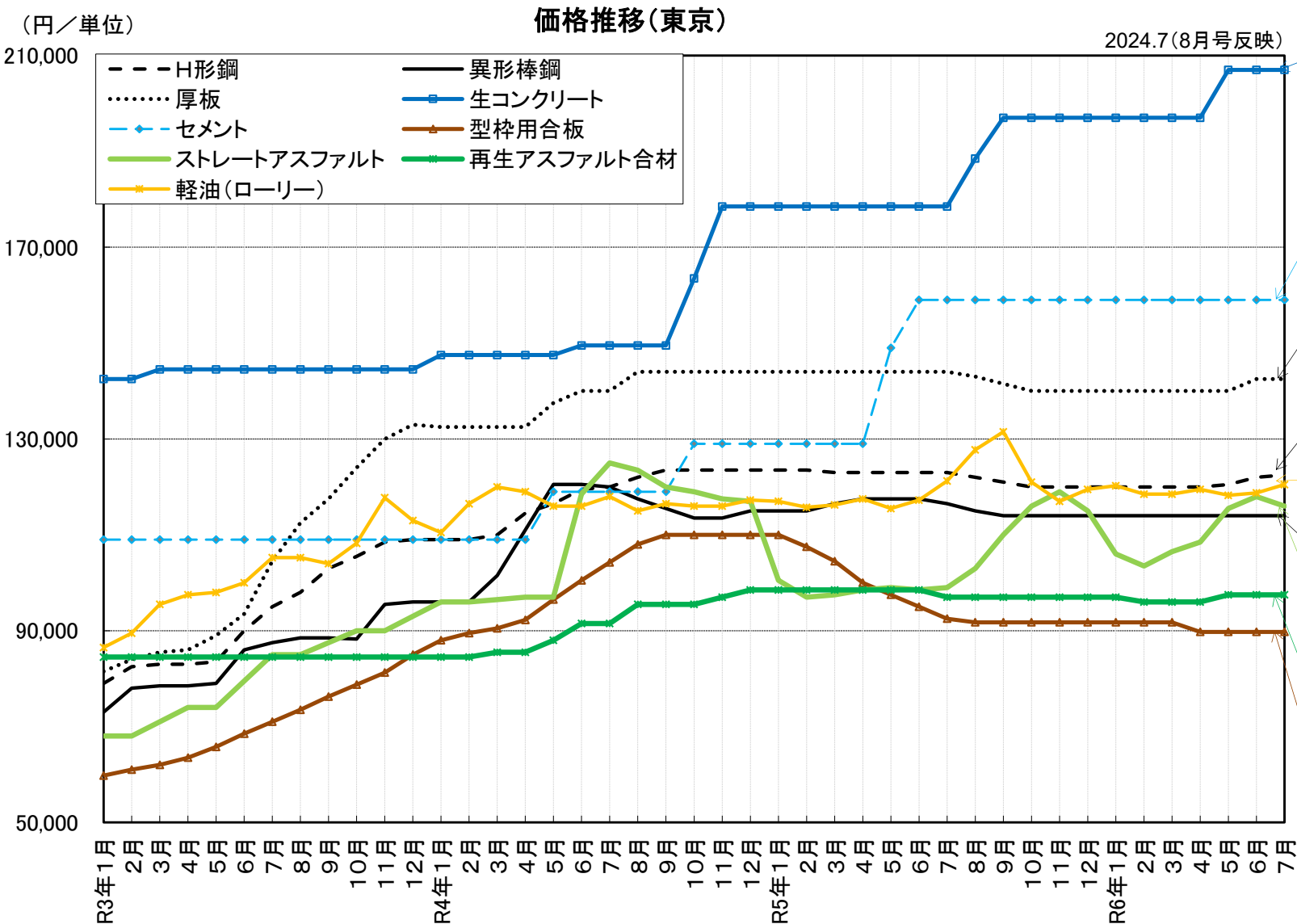
(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額=所定内給与額×12+年間賞与その他特別給与額

- 全産業(非正規除く)のうちH9~H16は、毎月勤労統計調査の全産業(パートタイム労働者除く)における対前年比から推計。
- 建設業全体は、賃金構造基本統計調査の「生産労働者」及び「管理・事務・技術労働者」の各区分の賃金(R2以降は「建設・採掘従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者」と「建設・採掘従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者以外」の各区分の賃金)を、労働者数(労働力調査)にて加重平均して推計。
- 建設業(生産労働者)のR2以降は、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して推計。

# (3) 主要建設資材の価格推移

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては小幅に上下しながら高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



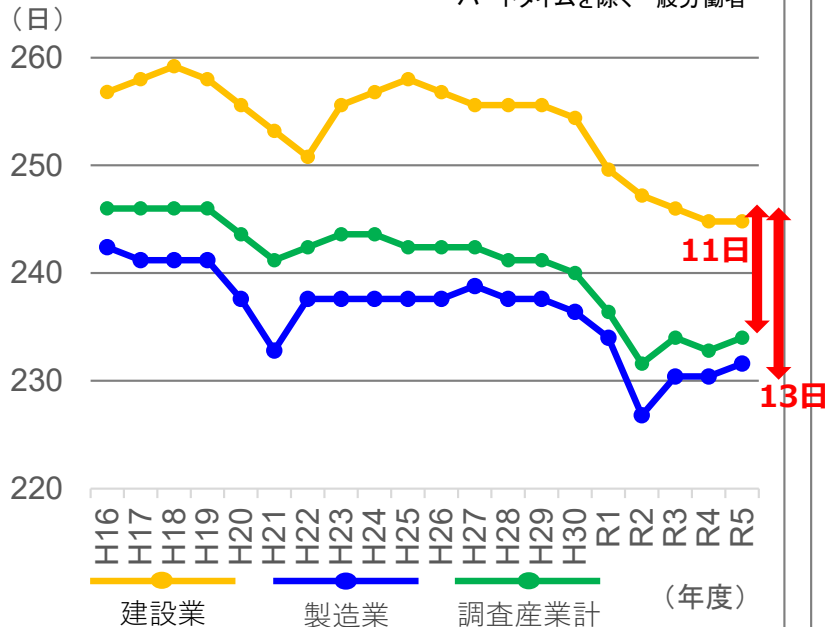
<b>生コンクリート</b> (円/10m <sup>3</sup> )	2024年7月 ¥207,000 (+16.0%)
(2023年7月 ¥178,500)	
<b>セメント</b> (円/10t)	2024年7月 ¥159,000 (±0.0%)
(2023年7月 ¥159,000)	
<b>厚板</b> (円/t)	2024年7月 ¥142,500 (-1.0%)
(2023年7月 ¥144,000)	
<b>H形鋼</b> (円/t)	2024年7月 ¥122,500 (-0.4%)
(2023年7月 ¥123,000)	
<b>軽油</b> (円/kl)	2024年7月 ¥120,500 (-0.6%)
(2023年7月 ¥121,250)	
<b>異形棒鋼</b> (円/t)	2024年7月 ¥114,000 (-2.1%)
(2023年7月 ¥116,500)	
<b>ストレートアスファルト</b> (円/t)	2024年7月 ¥116,000 (+17.2%)
(2023年7月 ¥99,000)	
<b>再生アスファルト合材</b> (円/10t)	2024年7月 ¥97,500 (+0.5%)
(2023年7月 ¥97,000)	
<b>型枠用合板</b> (円/50枚)	2024年7月 ¥89,750 (-3.0%)
(2023年7月 ¥92,500)	

※「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示  
 出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)、「積算資料」(一般財団法人 経済調査会)

# (4)建設業における働き方の現状

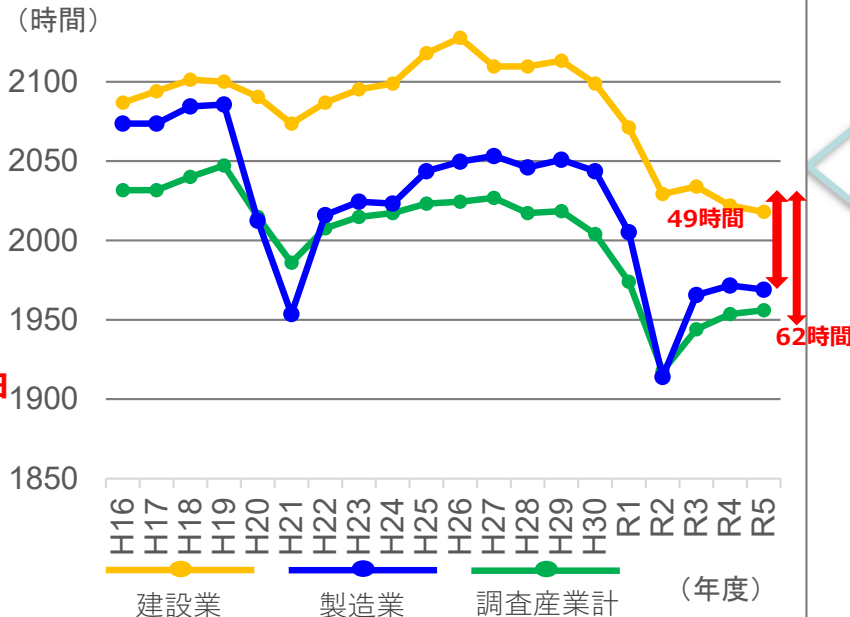
### 産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者



### 産業別年間実労働時間

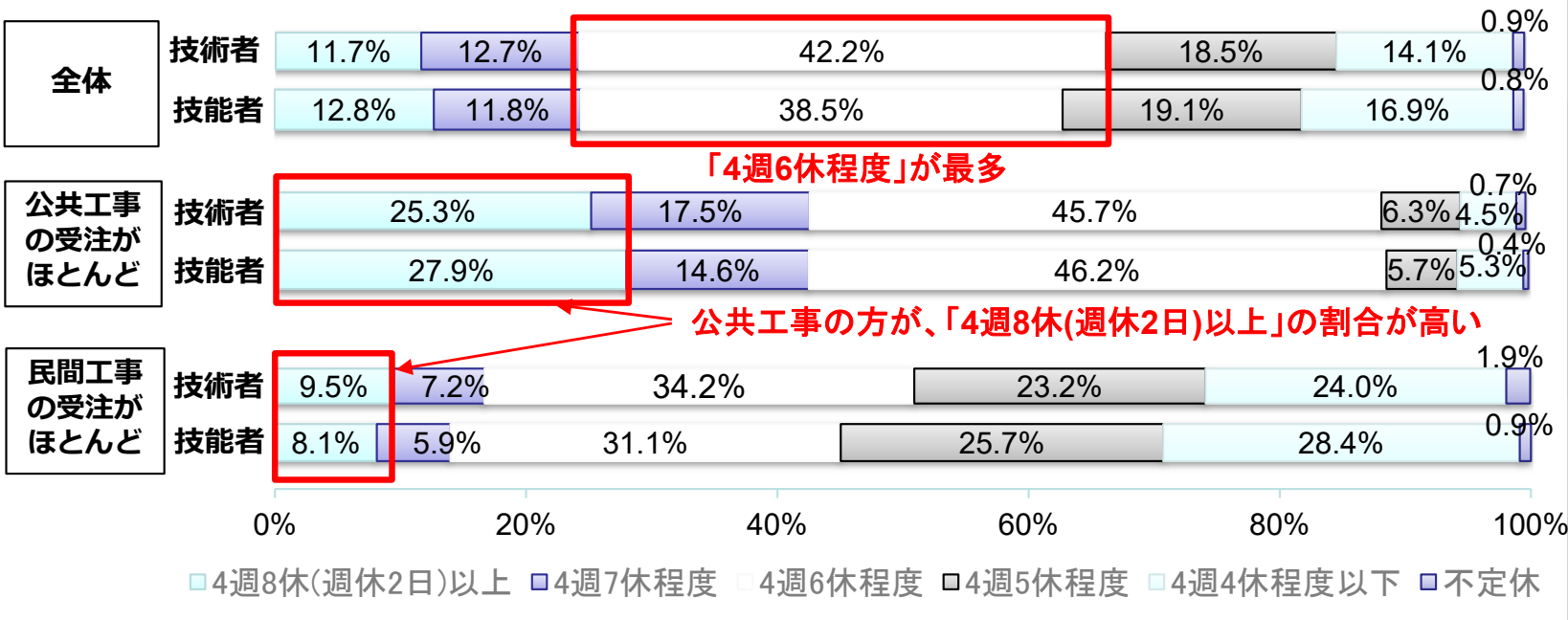
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
年度報より国土交通省作成

### 建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」  
(令和5年5月31日公表)

令和5年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和5年7月1日時点)より

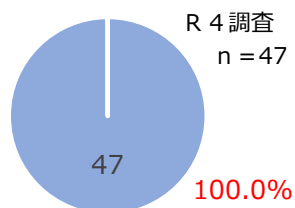
## 公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

- ……根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることであり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。
- ……工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。
  - イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)
  - ロ～ハ (略)

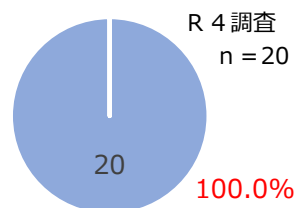
<適正化指針:第25(1)>

週休2日工事又は週休2日交替制工事を実施している団体は、都道府県・指定都市では全てとなっているが、市区町村では3割未満にとどまる。

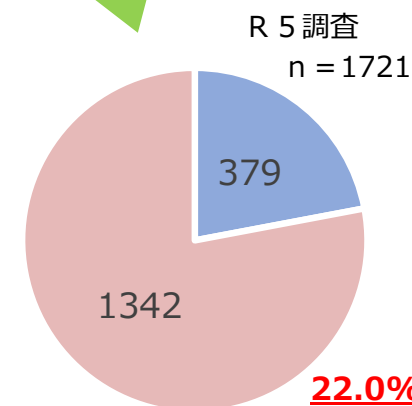
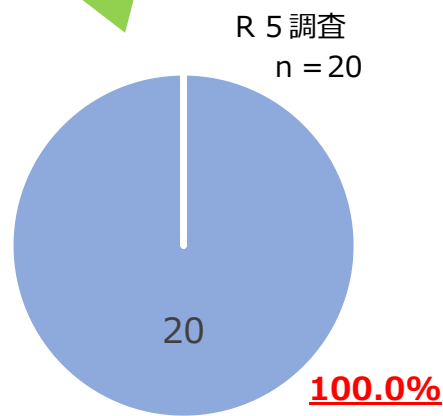
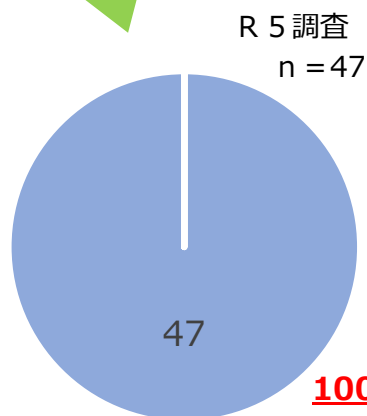
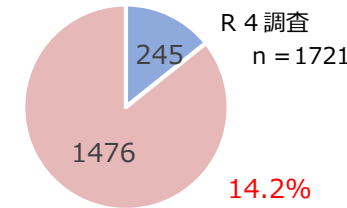
### 都道府県



### 指定都市



### 市区町村



■ : 実施している ■ : 実施していない

市区町村の取組に遅れ



**全国統一指標**

…… 令和2年5月20日本省記者発表

**①地域平準化率(施工時期の平準化)**

国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

**②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)**

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合

※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

※R3年度より、定義の見直しを行うとともに、あわせて目標値の見直しを行った。

**③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)**

都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※低入札価格調査基準価格を設定していないが、総合評価方式において入札価格が一定の水準を下回った場合に価格点を低減することでダンピング対策を図っているものを含む。

**関東ブロック独自指標**

…… 令和2年度関東ブロック発注者協議会(令和2年7月22日書面開催)

**④最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(予定価格の適正な設定)**

国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する最新の積算基準:1年※1以内に更新されている積算基準(※1営繕の場合は2年)

基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況:見積もり等により積算する要領を整備し運用しているか

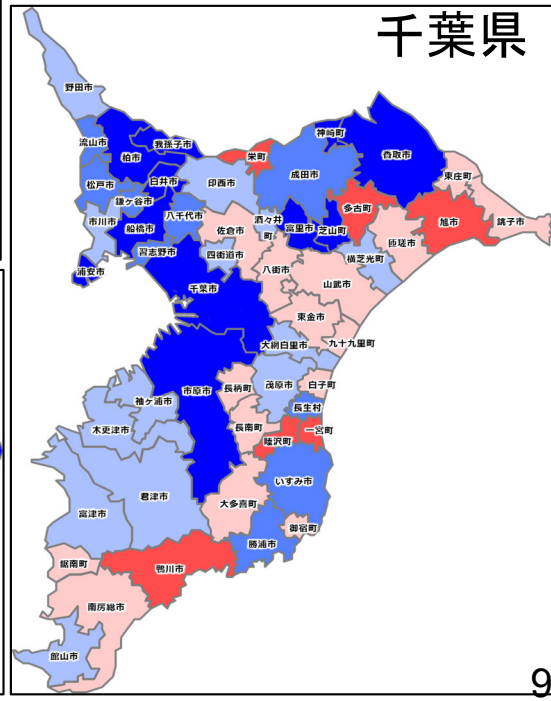
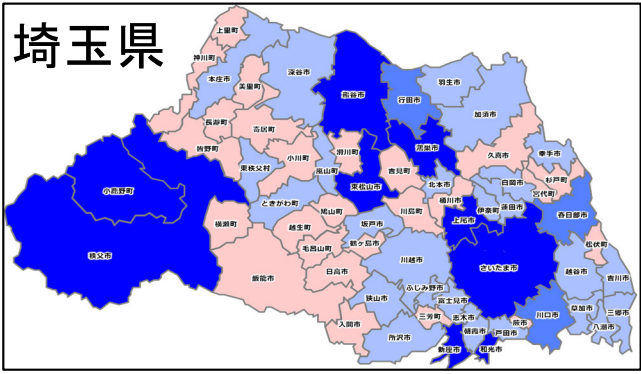
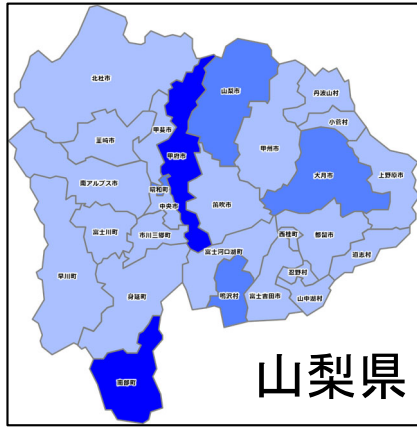
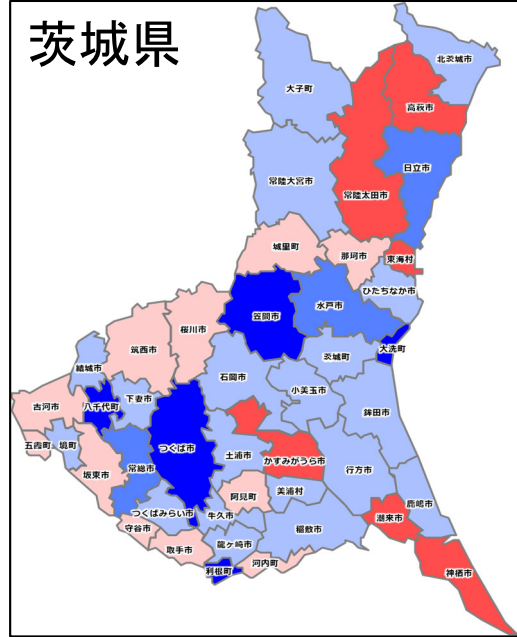
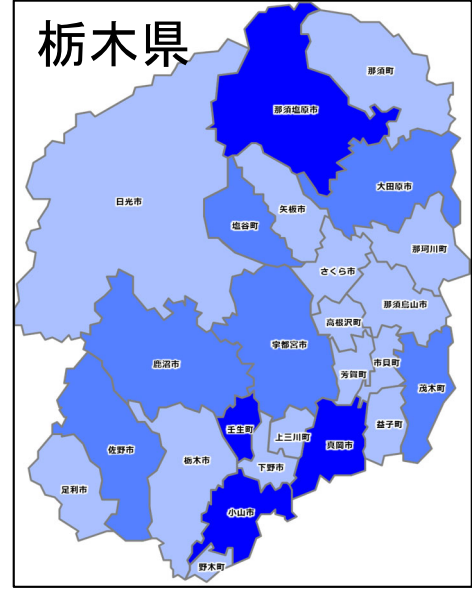
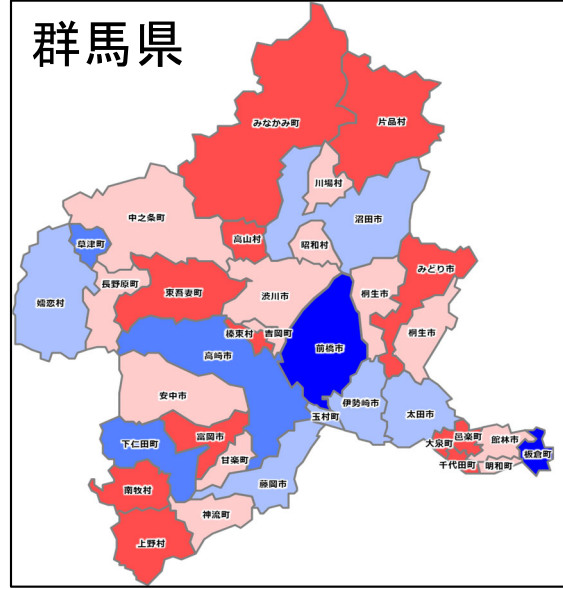
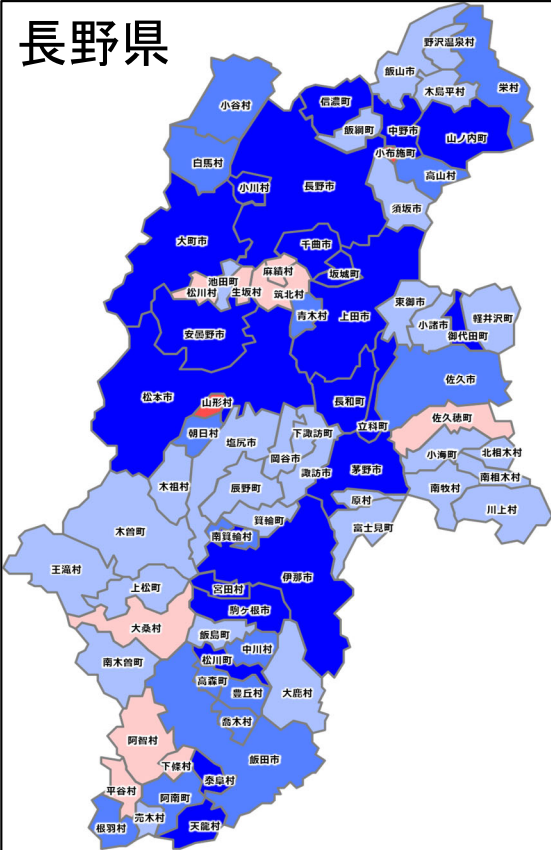
**⑤設計変更ガイドラインの策定・活用状況(適切な設計変更)**

国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

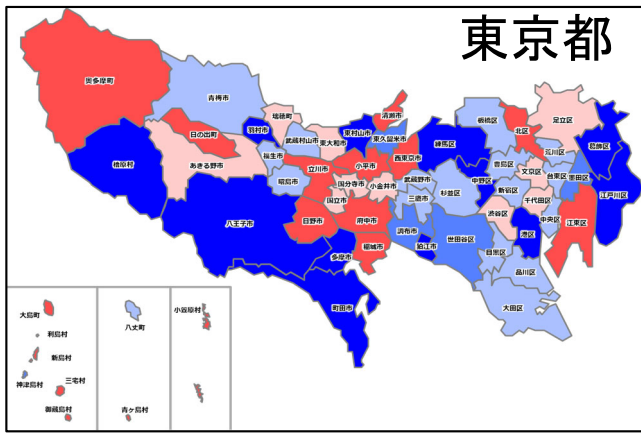
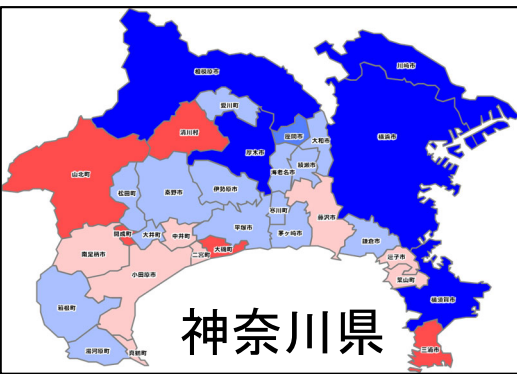
**⑥区市町村における週休2日制工事の取組**

発注機関毎に定めた実施要領に基づき、週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等を実施したうえで、工事発注時に特記仕様書等で週休2日制対象工事であることを明記している工事の割合

※R4年度調査より指標を新設



- <凡例>
- a: 全ての対象工事を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
  - b: 対象工事の半数程度以上を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
  - c: 対象工事の一部(半数未満)を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
  - d: 週休2日制対象工事を導入していないが、導入に向けて検討を実施している(概ね1年以内に試行を実施する予定)
  - e: 週休2日制対象工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない



## 2. 入札・契約に関する取組

---

- 技術的能力を有する者が施工することにより、**工事品質の確保・向上**が図られる。
  - 工事目的物の性能の向上
  - 長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコスト縮減
  - 交通渋滞対策・環境対策
  - 事業効果の早期発現 等
- 民間企業が技術力競争を行うことでモチベーションの向上が図られ、**技術と経営に優れた健全な建設業が育成**される。
- 価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることにより、**談合が行われにくい環境が整備**される。

## (2) 総合評価の代表的な方法

### ① 除算方式 (国土交通省で使用)

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格}$$

※ 技術評価点 = 標準点 + 加算点

標準点は通常100点 (競争に参加するための要求を満たしている場合に付与)。

標準的な加算点

総合評価方式		加算点	
		一般的な場合	施工体制を評価する場合※
国土交通省	施行能力評価型	10～30点	10～50点
簡易型	S型	10～50点	10～70点
標準型	A型	50点～	70点～

※ 施工体制確認型の場合は、加算点のほか「施工体制評価点」30点を技術評価点に追加設定

### ② 加算方式 (県・市町村で多く使用)

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

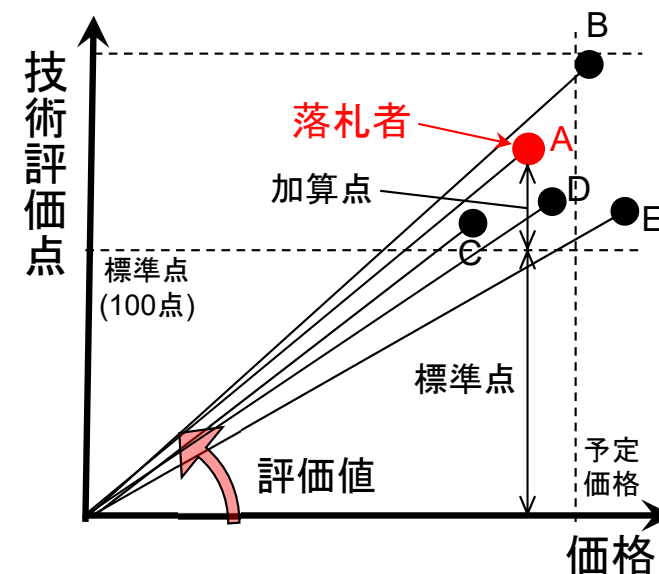
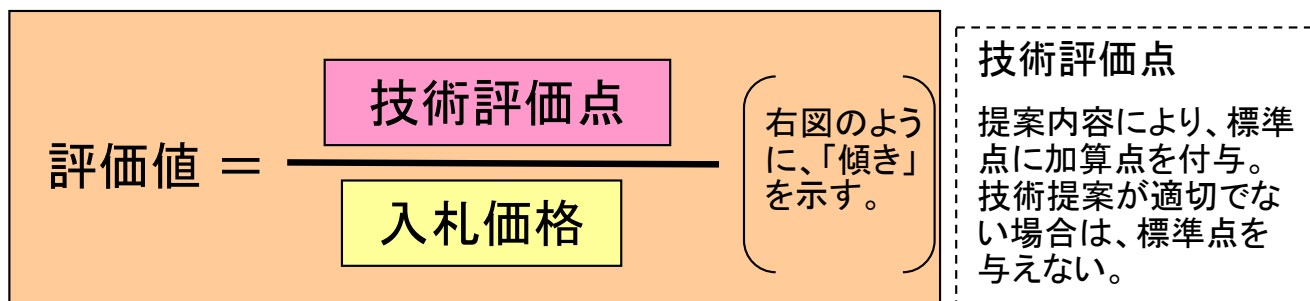


# (3) 工事の総合評価落札方式の概要

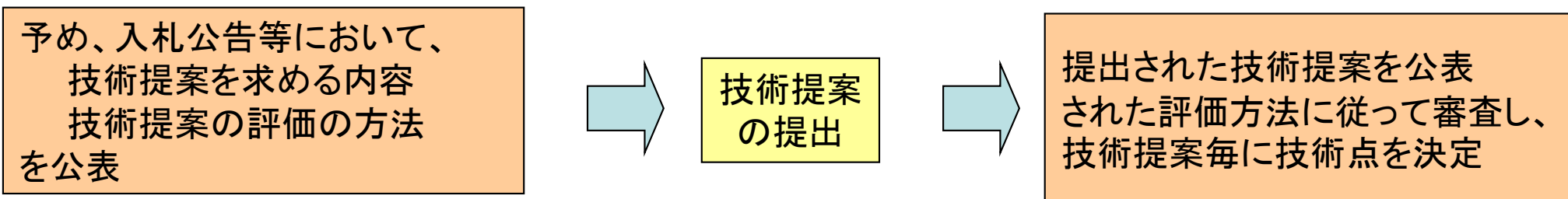
工期、機能、安全性などの**価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式**

## 【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。



## 【総合評価落札方式の手続きの流れ】



## 【総合評価の評価項目例】

<b>技術提案</b> に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持(騒音・振動・水質汚染など) など
<b>施工能力等</b> に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事实績、工事成績 など
<b>地域精通度・貢献度等</b> に関する項目	災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績 など

## 2-1. 令和5年度の状況

---

- 令和5年度は、約**76%**の工事を一般競争で実施。
- 不調・不落が見込まれる案件において施工体制の確保を図るために公募型指名競争入札方式、フレームワークモデル工事を活用しているため、指名競争は約**17%**となっている。

(契約金額:百万円)

	R 2			R 3			R 4			R 5		
	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額
一般競争	1,028	78.9%	303,033	876	68.3%	300,527	779	74.7%	303,714	718	76.3%	231,108
指名競争	197	15.1%	36,497	336	26.2%	51,151	217	20.8%	32,728	161	17.1%	22,767
随意契約	78	6.0%	122,696	71	5.5%	16,073	47	4.5%	16,188	62	6.6%	94,096
合計	1,303	100%	462,226	1,283	100%	367,751	1,043	100%	352,629	941	100%	347,971

※250万円未満の工事を除く

※指名競争は、災害復旧工事、公募型指名競争入札及びフレームワークモデル工事にのみ適用。  
上表のうち、災害復旧工事への適用はR2年度に15件あり、R3年度以降は適用していない。

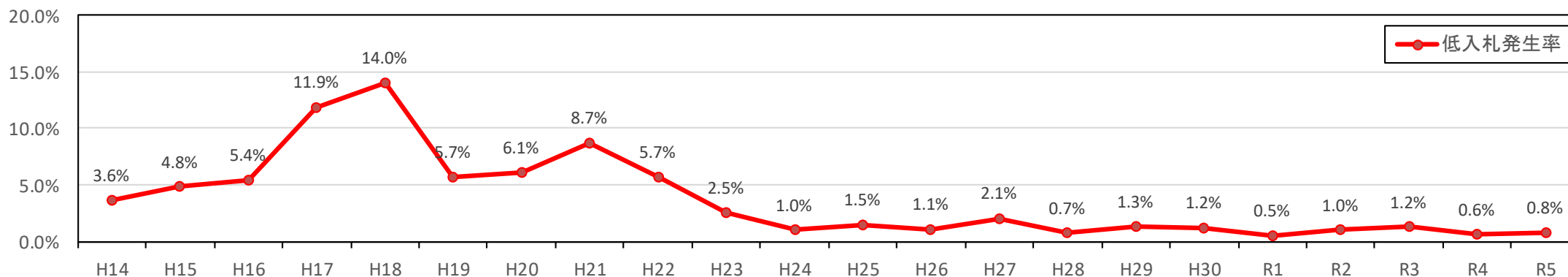
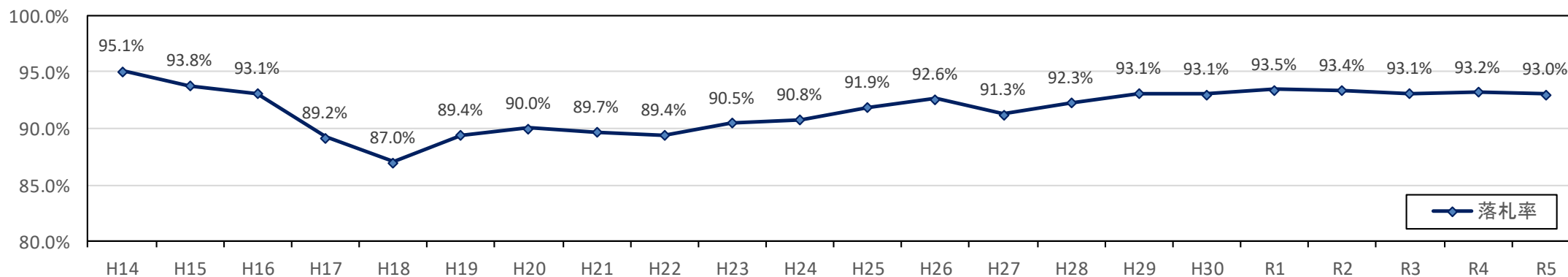
※随意契約には、特命随契のほか、不調随契を含む。



## (2) 落札率・低入札発生状況

(R6. 3月末時点)

- 落札率は、近年90%台で推移しており、令和5年度は**93.0%**。
- 低入札発生率は、近年1.0%程度で推移しており、令和5年度は**0.8%**。



参考：調査基準価格の算定方法見直し

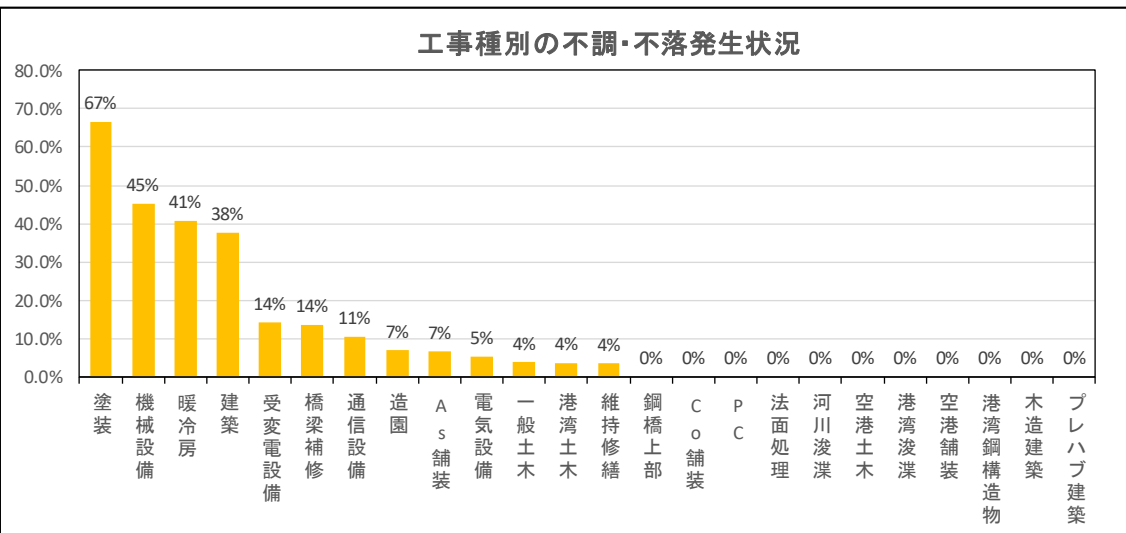
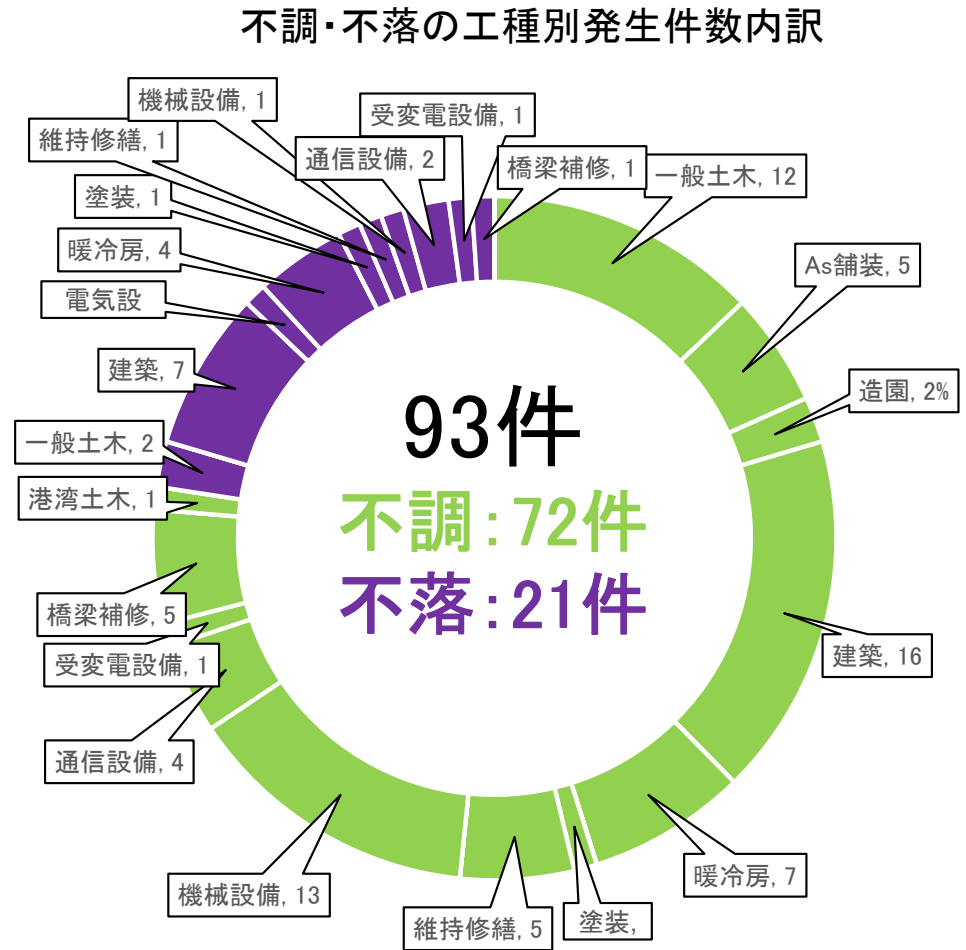
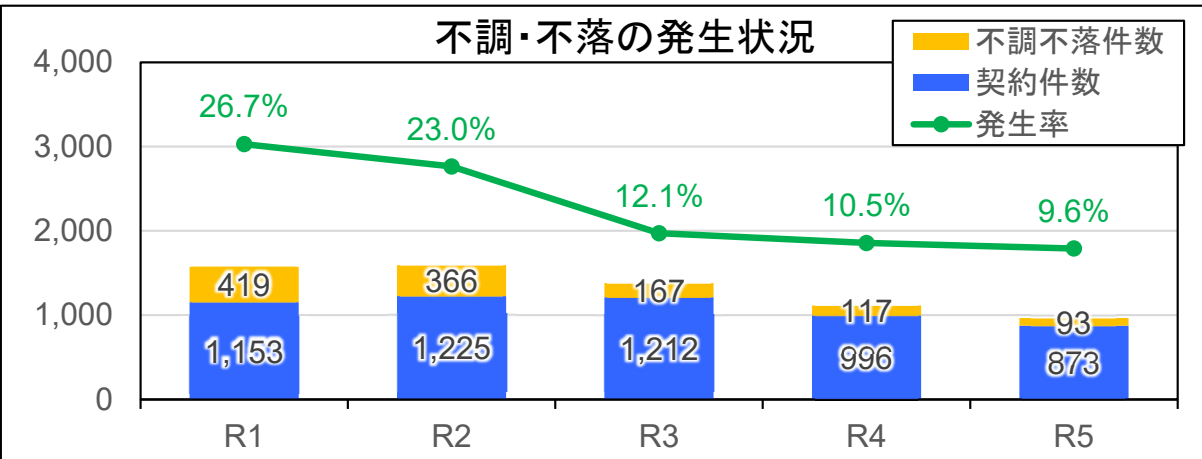
	H25	→	H28	→	H29	→	R1	→	R4
①直接工事費	95%	→	95%	→	97%	→	97%	→	97%
②共通仮設費	90%	→	90%	→	90%	→	90%	→	90%
③現場管理費	80%	→	90%	→	90%	→	90%	→	90%
④一般管理費	55%	→	55%	→	55%	→	55%	→	68%
【範囲】	7.0/10~9.0/10						7.5/10~9.2/10		

※一般競争、指名競争を対象。随意契約を除く  
 ※250万円未満の工事を除く

# (3) 不調・不落発生状況

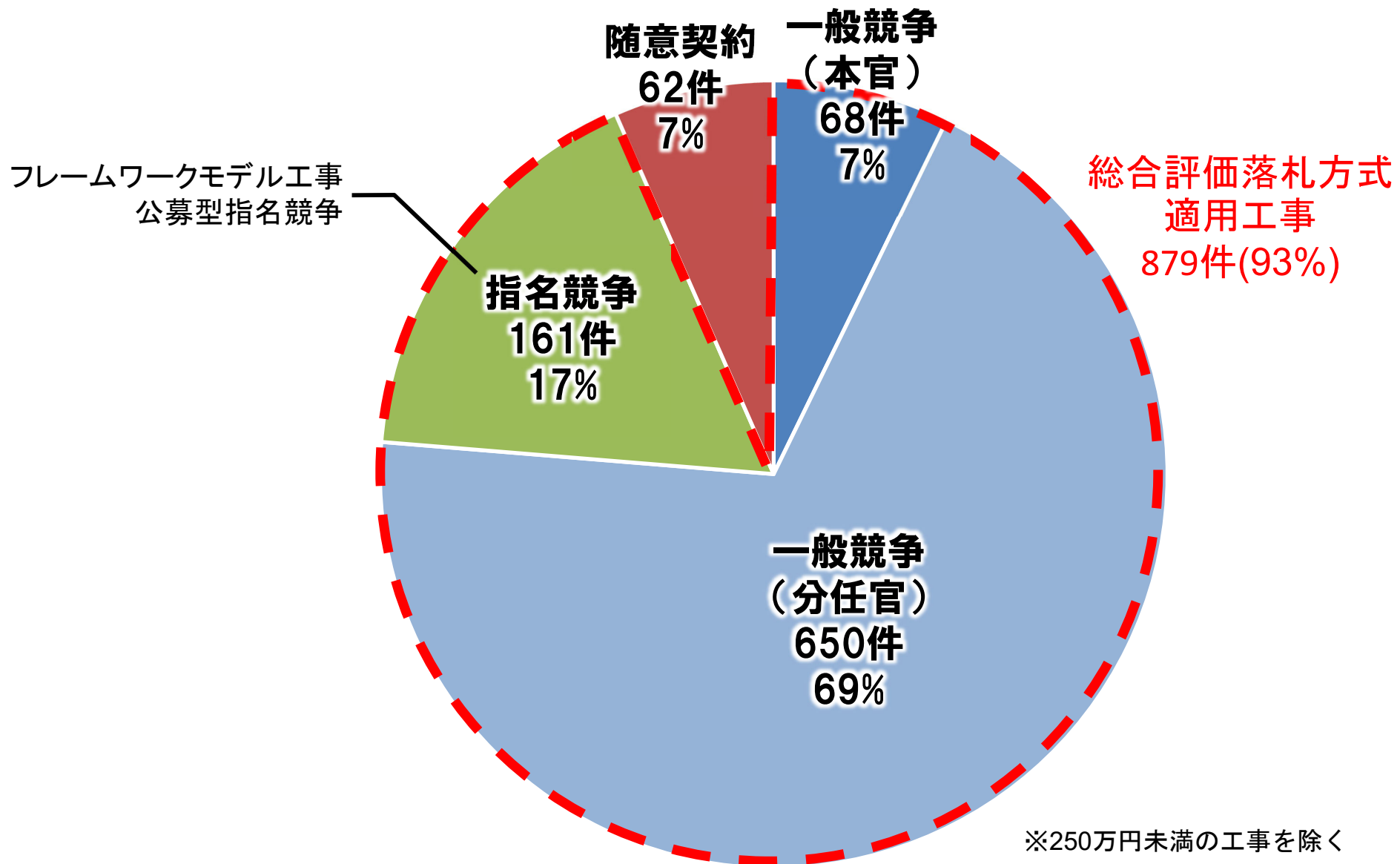
(R6. 3月末時点)

○令和5年度の不調・不落発生率は**9.6%**であり、近年改善が図られている。  
 ○工種別では、塗装工事、機械設備工事、暖冷房衛生設備工事、建築工事で**30%**を超えており特に高く、更なる取組の推進が必要。



	塗装	機械設備	暖冷房	建築	橋梁補修	受変電設備	通信設備	As舗装	港湾土木	電気設備	一般土木	維持修繕	鋼橋上部	造園	Co舗装	PC	法面処理	河川浚渫	空港土木	港湾浚渫	空港舗装	港湾等鋼構造物	木造建築	プレハブ建築
発注件数	3	31	27	61	44	14	57	74	27	19	364	171	9	29	2	7	6	7	6	4	3	1	0	0
不調不落件数	2	14	11	23	6	2	6	5	1	1	14	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○令和5年度の全契約工事のうち、随意契約を除く全ての工事で総合評価落札方式を適用。



## 2-2. 令和6年度入札・契約、 総合評価の実施方針

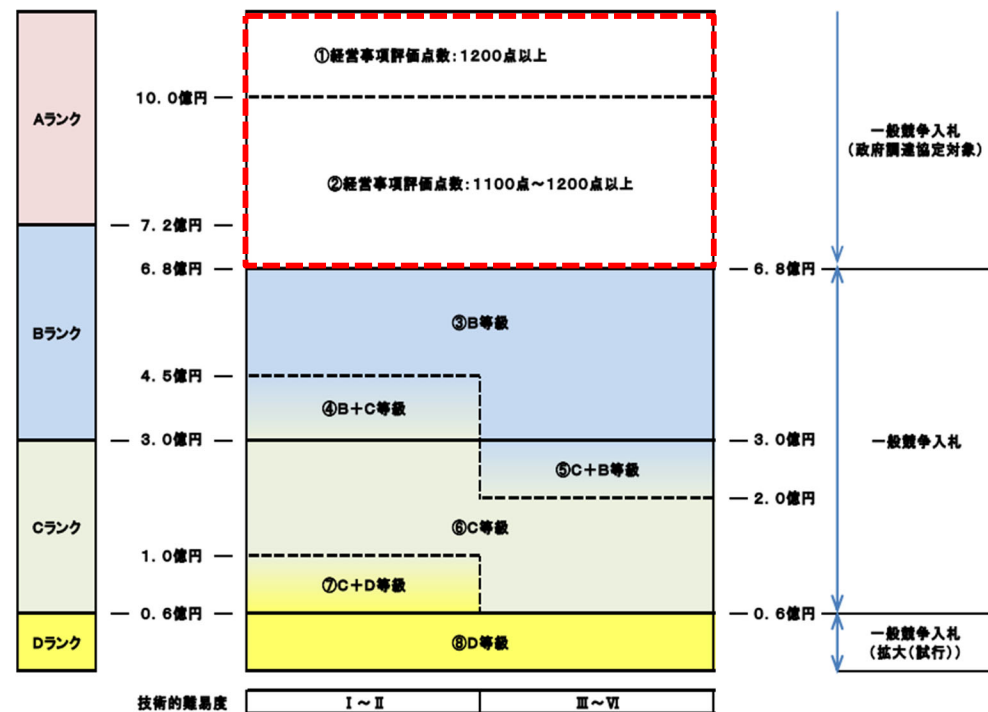
---

# (1) 政府調達協定対象金額の変更と一般土木発注への影響について

- 令和6年4月より一般競争入札(政府調達協定対象)の金額が8.1億以上へ見直し。
- 令和6年度では、7.2億円以上8.1億円未満は、A等級区分となりました。

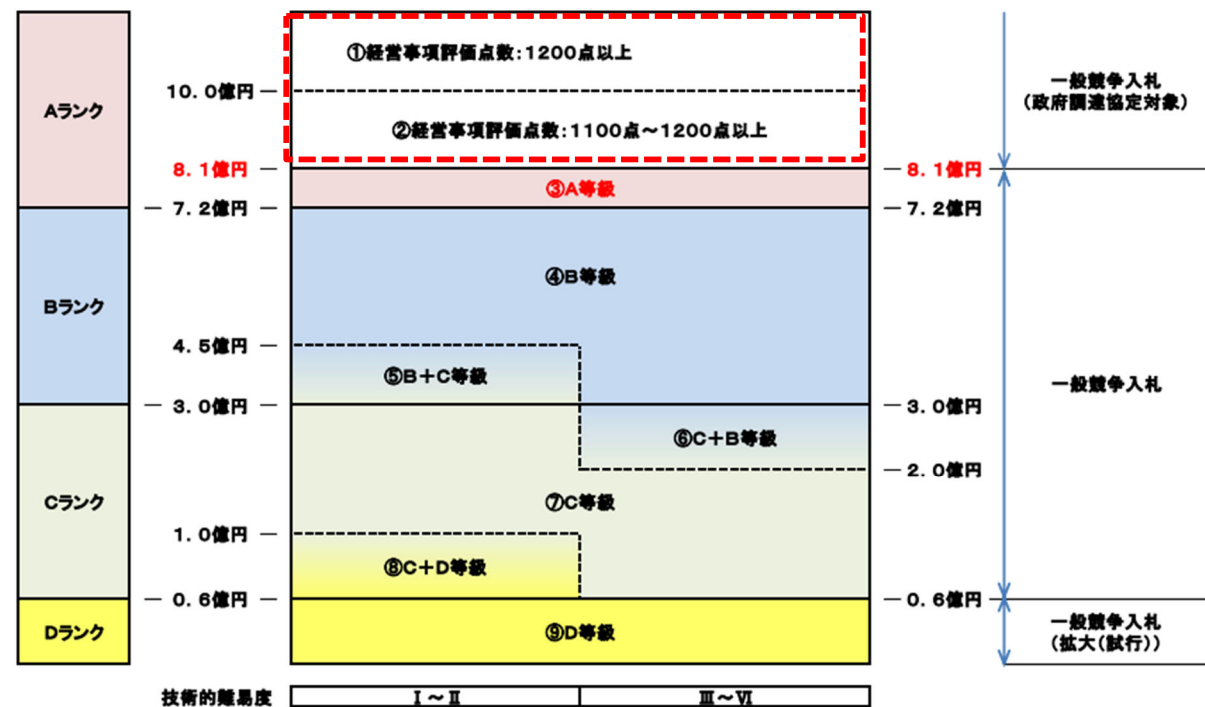
〈令和4・5年度〉  
一般土木

WTO  
=A・B・C・D等級



〈令和6年度〉  
一般土木

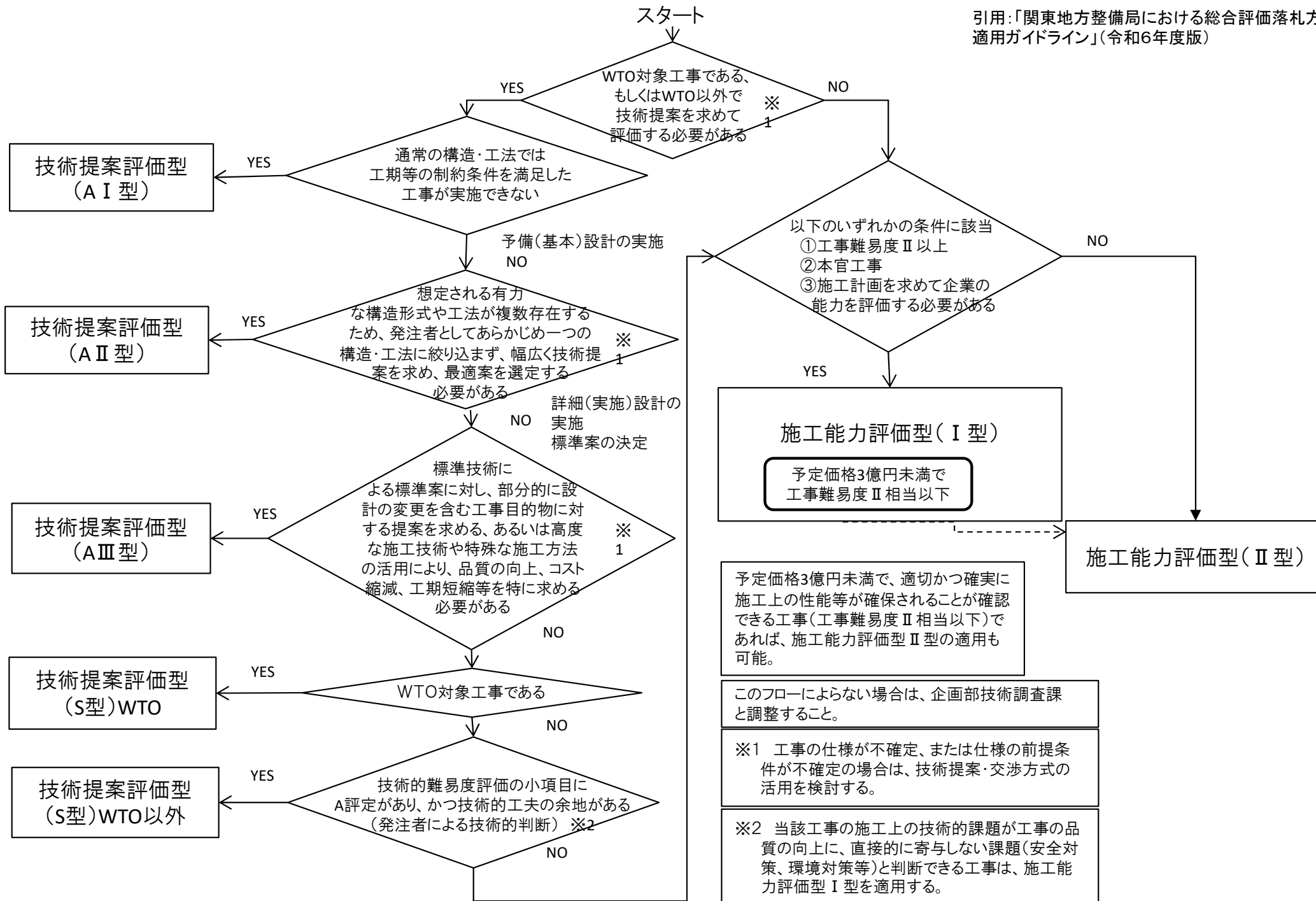
WTO  
=A・B・C・D等級



※等級区分: 工事請負業者選定事務処理要綱

# (2)総合評価落札方式タイプ選定手順

引用:「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」(令和6年度版)



《継続》

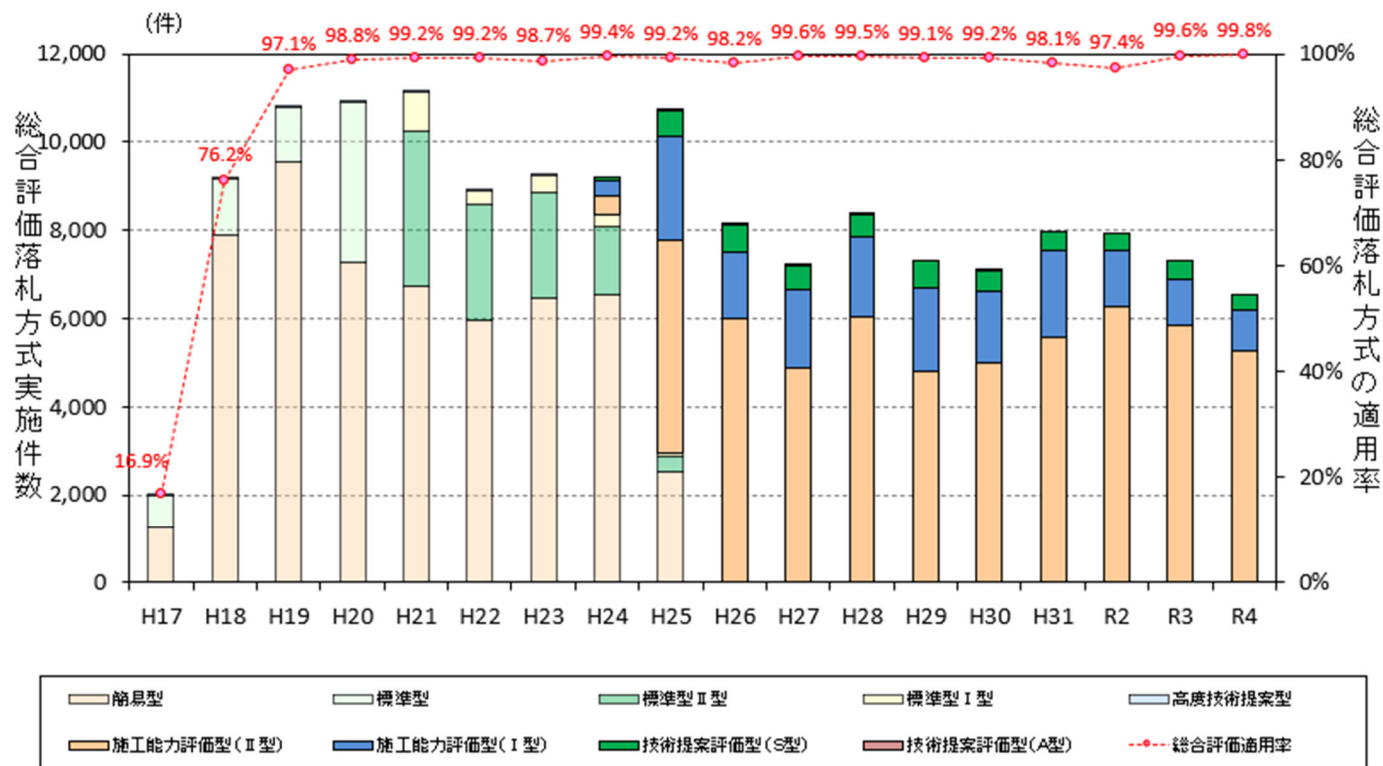
	← 施工能力を評価する		→ 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →			
	施工能力評価型		技術提案評価型			
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	特に配慮すべき事項への施工上の工夫について、提案を求める工事	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容	求めない (実績のみで評価)	施工計画	特に配慮すべき事項に対する施工上の工夫に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法	可・不可の二段階で評価		点数化			
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施 (施工計画の代替も可)	必要に応じて実施	必須		
段階選抜	実施しない		必要に応じて実施	必須		
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	II型	I型	S型	AIII型	AII型	AI型



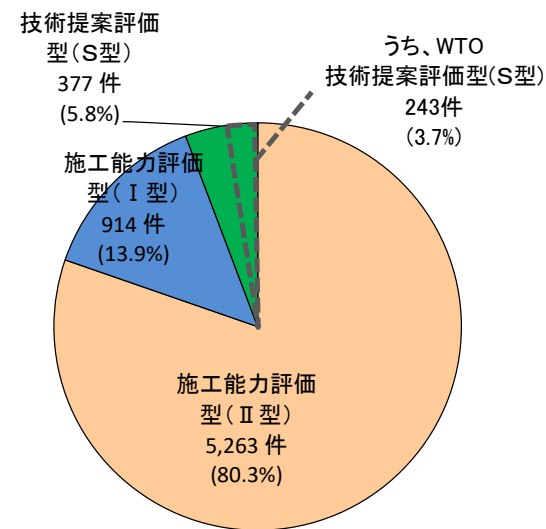
# (4)総合評価落札方式の適用状況

- 国土交通省の公共工事発注に占める総合評価落札方式の件数割合は、平成19年度以降、97%以上で推移している。
- 総合評価落札方式の件数シェアは、施工能力評価型が9割以上、中でもⅡ型が約8割を占める。

【実施件数（平成17年度～令和4年度）】



【件数シェア（令和4年度）】



注1) 8地方整備局の工事を対象（港湾・空港関係工事を含む）  
 注2) 適用率は随意契約を除く全発注工事件数に対する総合評価落札方式実施件数の割合  
 注3) 令和4年度は上記の他、価格競争、随意契約等による総合評価方式以外の工事14件の契約を締結



# (5) 技術提案評価型S型 配点

◎: 必須  
○: 選択

項目	細目	評価項目例	技術提案評価型S型(WTO以外)			技術提案評価型S型(WTO)			
			満点	評価点	必須/選択	満点	評価点	必須/選択	
①技術提案	施工計画		30	30 (15)	◎ 原則1項目 (工事内容により 2項目設定)				
	VE提案等の 技術提案			30 (15)	○ 原則1項目 (工事内容により 省略又は2項目 を設定)				
	工事全般の 施工計画			30 (60)	◎ 1項目必須				
	ヒアリング ※必要に応じて実施			※	○				
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	15	4	◎				
		②工事成績 当該工種での過去3年間の工事成績評点の平均点(関東地整発注)		4	◎				
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合) 当該工種のみ適用とし、適用期間は通知月から1年間。 事故減点は原則適用外		0~5	◎				
		④優良工事等表彰 ○優良工事表彰 全ての工種を対象に過去1年間の「優良工事表彰」(関東地整発注) ○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別を対象に過去1年間の「安全管理優良受注者表彰」(関東地整発注) ○国土技術開発賞の受賞 過去3年間の国土技術開発賞(最優秀賞、優秀賞、特別賞)の受彰の有無		2	◎				
		⑤事故及び不誠実な行為		0~12	◎				
	⑥自由設定項目	5		○					
③配置予定技術者の 技術力	配置予定 技術者の能力	⑦同種工事の工事経験 過去15年間の工事経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	15	4	◎				
		⑧同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績) 過去4年間の実績(地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合開発局発注)		4	◎				
		⑨優秀工事技術者表彰 過去4年間で表彰(関東地整発注) ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績		3	◎				
	⑩自由設定項目	4		○					
小計			60	60(60)					
④質上げの実施に 関する評価	質上げの実施を表明した企業等		4(4)						
	質上げ基準に達していない場合等(減点)		-5(-5)						
⑤ワークライフ バランス関連認定 企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている <sup>※1</sup>		1(1)						
合計			65	65(65)					

※1 ワークライフバランス関連認定企業の加点評価の見直し(拡大)は、本省通知を踏まえ適用時期を設定

# (6) 施工能力評価型 I 型・II 型 配点

◎：必須  
○：選択

項目	細目	評価項目例	【標準タイプ】						【地域密着工事型】					
			施工能力評価型 I 型			施工能力評価型 II 型			施工能力評価型 I 型			施工能力評価型 II 型		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
① 施工計画	簡易な施工計画	関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である。または、関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である。 ※必要に応じて配置予定技術者のヒアリング	可・不可(欠格)			◎			可・不可(欠格)			◎		
② 企業の技術力	企業の施工能力	① 同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	20	5	◎	20	5	◎	20	2	○	20	2	○
		② 工事成績 ・当該工事種別の過去3年間の工事成績評価の平均点(関東地整発注) ・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別の過去3年間の工事成績評価(同一機関:2件)の平均点(都県・政令市発注) ※1(※国成績を有している企業は、国の成績で評価)	20	6	◎	20	6	◎	20	3	◎	20	3	◎
		③ 工事成績(減点要素)(65点未満の場合) 当該工事種別のみ適用とし、適用期間は審査基準日の月から過去1年間(事故減点は原則適用外)	20	0~5	◎	20	0~5	◎	20	0~5	◎	20	0~5	◎
		④ 優良工事等表彰 ○ 優良工事表彰 ・全ての工事種別を対象に過去1年間の「優良工事表彰」(関東地整発注) ・都県・政令市発注工事における過去1年間の「知事表彰等」(都県・政令市発注) ※1 ○ 安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別を対象に過去1年間の「安全管理優良受注者表彰」(関東地整発注)	20	3	◎	20	3	◎	20	2	◎	20	2	◎
		⑤ 事故及び不誠実な行為	20	0~12	◎	20	0~12	◎	20	0~12	◎	20	0~12	◎
	地域精進度 地域貢献度	⑥ 地域精進度(近隣地域での施工実績) 過去10年間の施工実績	20			20			20	2	◎	20	2	◎
		⑦ 地域精進度(緊急時の施工体制) 施工都県内等における本店所在地	20			20			20	2	◎	20	2	◎
		⑧ 地域貢献度(災害協定) 施工都県内に本支店等を有する企業の、審査基準日における行政機関との災害協定	20			20			20	2	◎	20	2	◎
		⑨ 地域貢献度(災害協定に基づく活動実績) 過去3年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績	20			20			20	2	◎	20	2	◎
	自由設定項目	⑩ 自由設定項目	20	6	○	20	6	○	20	5 or 7	○	20	5 or 7	○
③ 配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	⑪ 同種工事の工事経験 過去15年間の工事経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績 ※2 ①3段階評価時:6点 ②2段階評価時:3点のどちらか選択可能	20	6	◎	20	6	◎	20	6	◎	20	6	◎
		⑫ 同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績) ・過去4年間の施工実績(地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合事務局発注) ・対象の都県・政令市発注工事の過去4年間の施工実績(都県・政令市発注) ※1 ※2 ①で①3段階評価時の場合:6点 ②2段階評価時の場合:3点	20	6	◎	20	6	◎	20	6	◎	20	6	◎
		⑬ 優秀工事技術者表彰 ・過去4年間で表彰(関東地整発注) ・都県・政令市発注工事における過去4年間の「知事表彰等」(都県・政令市発注) ※1 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績 ※2 ①で①3段階評価時の場合:4点 ②2段階評価時の場合:2点	20	4	◎	20	4	◎	20	4	◎	20	4	◎
	自由設定項目	⑭ 自由設定項目 ※2 ①で①3段階評価時の場合:4点 ②2段階評価時の場合:2点	20	4	○	20	4	○	20	4	○	20	4	○
小計			40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
④ 賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		3《2》											
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-4《-3》											
⑤ ワークライフバランス関連認定企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている※3		1《1》											
合計			44	44	44	44	44	44	44	44	44	44		

※1 都県・政令市発注工事の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」「As舗装」「維持修繕」「橋梁補修」の4工事種別  
 ※2 「配置予定技術者の能力 ⑪ 同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は《 》の配点とする(選択)  
 ※3 ワークライフバランス関連認定企業の加算評価の見直しは、本省通知を踏まえ適用時期を設定

## (7) 働き方改革の推進

### WLB関連認定企業の評価(対象拡大・配点の見直し)

本省通知を踏まえ適用時期を設定 《見直し》

- 現在、一般土木B等級、建築B等級以上の工事においてワークライフバランス認定企業の加点評価を、自由設定項目の中で実施しているところ。
- 令和6年度中に工事種別や等級等にかかわらず**全ての総合評価落札方式案件で評価対象**とする。
- 評価基準に変更は無く、女性活躍推進法その他、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定を受けている企業を加点対象。
- 配点は1点とする
- 適用開始時期は、本省通知を踏まえ設定する。

評価基準	配点
次に掲げるいずれかの認定を受けている <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1</li> <li>・次世代法に基づく認定(トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2</li> <li>・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3</li> </ul>	1点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。

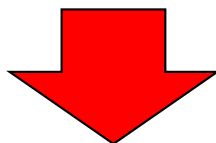
※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

## 2-2. ①多様な入札・契約制度、総合評価の取組

---

✓ 品確法の基本理念を踏まえ、担い手確保・育成、働き方改革、生産性向上、不調・不落対策を図るため多様な総合評価の取組を実施



## ✓ 総合評価落札方式におけるPDCAサイクルの取組について

多様な総合評価の取組の試行工事ごとにPDCAサイクル（カルテ）により分かりやすくまとめ、R6年度総合評価実施方針に向けて、効果の検証を行い必要な改善策の検討に活用したい。

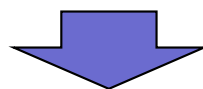
- 令和6年度は、試行開始後一定の適用数を実施した試行工事や一定期間（約5年程度）経過した試行工事を対象にPDCAサイクルによる検証を実施

## <PDCAサイクル取組対象の考え方>

- 試行開始後、一定期間（約5年程度）経過した取組
- 試行開始後、取組効果に大幅な変化が見られた取組
- 自由設定の評価項目については適宜実施

## <検証のポイント>

- 試行工事の目的を達成しているか、達成状況を分析し対応案を検討  
(例：直轄実績の無い企業の競争参加促進等)  
→参加・受注状況、参加者アンケート等により目的が達成されているかを把握  
→達成状況を分析し対応案（継続、見直し等）を検討
- 評価項目がその目的を達成しているか、新たな評価項目が必要ではないか  
(例：加点が少ない評価項目、新たな評価項目の設定等)  
→評価項目の加点状況等により目的が達成されているかを把握
- 工物品質に問題が生じていないか。  
→工事成績にて把握
- その他、試行の結果、特段の事情や問題等が発生していないか  
→業界からの意見 等



OPDCAサイクルによる効果検証の取組については、関東地整での実施事例を踏まえ、今後本省ガイドラインに位置づけられ、全国的に取り組みが展開

# ①-2 多様な入札・契約制度における取組

取組み内容	開始年度	入札契約方式	適用評価型				適用工事種別	取組の有効性							
			A型 技術提案評価型	S型 技術提案評価型	I型 施工能力評価型	II型 施工能力評価型		確保・育成	担い手確保	地域における	促進	新規参入の	受発注者の事務負担の軽減	平準化	施工期間の向上
1. 入札契約手続きにおける取組み															
(1) 段階的選抜方式	H22 (改R6)	一般競争	○	○			全工種					○			
(2) 一括審査方式	H25	一般競争 指名競争		○	○	○	全工種					○			
(3) フレームワークモデル工事	【試行】	R2	指名競争				○	一般土木 維持修繕等					○		○
(4) 公募型指名競争入札方式	【試行】	R2	指名競争				○	全工種					○		○
(5) 簡易確認型	H28	一般競争					○	全工種					○		
(6) 技術提案簡易評価型	【試行】	H27	一般競争		○			全工種					○		
(7) 余裕期間	H25 (改R2)	一般競争 指名競争		○	○	○		全工種					○		○
(8) 監理技術者育成モデル工事	【試行】	R1 (改R5)	一般競争		○	○	○	一般土木 鋼橋上部 PC	○						
(9) 女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル	【試行】	H26 (改R1)	一般競争			○	○	全工種	○						
(10) 地域維持型契約方式	【試行】	H26	一般競争			○	○	維持修繕		○	○				
(11) 技術提案・交渉方式	H27	一般競争	-	-	-	-		全工種						○	

# ①-3 多様な総合評価における取組

取組み内容	開始年度	入札契約方式	適用評価型				適用工事種別	取組の有効性						
			A型 技術提案評価型	S型 技術提案評価型	I型 施工能力評価型	II型 施工能力評価型		技術者の 確保・育成	地域における 担い手確保	新規参入の 促進	受発注者の 事務負担の 軽減	平準化 施工期間の	向上 工物品質の	不調・不落対策

## 2. 総合評価落札方式における取組み

(1)	地域密着型		H25	一般競争			○	○	全工種		○						
(2)	若手技術者活用評価型	【試行】	H25 (改R4)	一般競争			○	○	全工種	○							
(3)	自治体実績チャレンジ型	【試行】	H25 (改R4)	一般競争			○	○	一般土木 As舗装 維持修繕 橋梁補修		○	○					
(4)	技術者育成型	【試行】	H26 (改R1)	一般競争			○	○	一般土木 鋼橋上部 PC	○							
(5)	技術提案チャレンジ型	【試行】	H25 (改R1)	一般競争			○		全工種		○	○	○				
(6)	特定専門工事審査型	【試行】	H20	一般競争			○		特定専門 工事	○						○	
(7)	地域防災担い手確保型	【試行】	H26 (改R6)	一般競争				○	全工種		○		○				○
(8)	企業能力評価型	【試行】	R5	一般競争				○	一般土木 As舗装 維持修繕		○		○				○
(9)	企業実績評価型	【試行】	R5	指名競争				○	全工種		○		○				○
(10)-1	新技術導入促進(I)型	【試行】	H29 (改R6)	一般競争			○	○	全工種							○	
(10)-2	新技術導入促進(II)型	【試行】	H29 (改R6)	一般競争			○		全工種							○	



# ①-4 令和5年度 多様な入札・契約制度の取組状況

(R6. 3月末時点)

	取組の目的	取組内容	概要	R3年度 契約件数	R4年度 契約件数	R5年度 契約件数
入札・ 契約制度	技術者の確保・育成	女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事 (平成26年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加要件として、主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者または40歳以下の若手技術者の配置を求める方式。</li> <li>工事実績評価期間について、産休・育児休暇を考慮。</li> </ul>	0件	0件	9件
		監理技術者育成交代モデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>主任(監理)技術者の専任期間に、当該工事と同様の公共事業分野(河川・道路等)の経験がある育成技術者を配置することができる方式。</li> <li>交代時期以降は育成技術者に交代することができる。</li> </ul>	37件	40件	60件
	受発注者双方の事務負担の軽減	段階的選抜方式 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、選抜された者に対し、技術提案を求め二次審査を行う方式。</li> <li>対象は技術提案評価型S型・A型で、競争参加者が多く見込まれる工事。</li> </ul>	17件	15件	9件
		一括審査方式 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一時期に調達を必要とする「同一規模」、「同一条件」、「同一テーマ(Ⅱ型除く)」の複数工事について、申請できる配置予定技術者を1名として同時に競争参加を求め、あらかじめ定めた順番で開札し、落札者を決定する方式。</li> </ul>	143件 (67組)	86件 (42組)	93件 (44組)
		簡易確認型 (平成28年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。</li> </ul>	2件	2件	0件
		技術提案簡易評価型 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。</li> </ul>	28件	48件	13件
	不調不落対策 施工時期の平準化	余裕期間制度 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。</li> <li>余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を要しない。</li> </ul>	821件	688件	639件
	不調・不落対策	フレームワークモデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当する複数の工事(フレームワーク)について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する試行工事。</li> <li>対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。</li> </ul>	42件 (147フレーム)	19件 (67フレーム)	6件 (27フレーム)
		公募型指名競争入札方式 (令和2年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定する試行工事。</li> <li>対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。</li> </ul>	294件	198件	155件
	迅速で的確な維持工事の実施体制の確保	参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。</li> </ul>	35件	15件	15件
全体契約件数 ※一般競争、指名競争、随意契約を対象。250万円未満を除く				1,283件	1,043件	941件

※値は適用対象工事の件数であり、実際に技術者を交代した件数とは異なる



# ①-5 令和5年度 多様な総合評価の取組状況

(R6. 3月末時点)

	取組の目的	取組内容	概要	R3年度 契約件数	R4年度 契約件数	R5年度 契約件数
総合評価 落札方式	担い手(企業)の 確保	自治体実績チャレンジ型 (令和4年8月～) ※平成25年度～令和4年7月は 自治体実績評価型	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体 (都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。	144件	評価型:64件 チャレンジ型:24件	54件
		技術提案チャレンジ型 (平成25年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の 競争参加を促す方式。 ・工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき 事項」を3段階で評価。	2件	1件	0件
		地域防災担い手確保型 (平成26年度～)	・災害対応を含む地域維持の担い手確保のため、企業における防災に係 る取組態勢・活動実績等を評価する方式。(災害協定の締結や、災害 活動の実績等を評価)	141件	100件	39件
		企業能力評価型 (令和5年度～)	・地域インフラを支える担い手としての企業の確保及び受発注者の事務 手続きの負担軽減の観点から、企業の技術力のみを評価する方式。	-	-	20件
	担い手(技術者)の 育成・確保	若手技術者活用評価型 (平成25年度～) ※令和4年8月以降評価項目見 直し	・35歳以下の若手技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置 することにより、当該工事を実績として将来、直轄工事の主任(監理)技 術者となるべく、経験を積んでもらう方式。	170件	159件	127件
		技術者育成型 (平成26年度～)	・40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事 していない技術者から実務指導を受け、技術力の向上につなげてもらう 方式。	4件	6件	11件
	不調・不落対策	地域防災実績評価型 (令和2年度～) ※フレームワークモデル工事及び公募型 指名競争入札に適用	・災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点 から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。	293件	177件	22件
		実績評価型 (令和2年度～) ※公募型指名競争入札に適用	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績 (民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式。	44件	37件	16件
		企業実績評価型 (令和5年度～) ※フレームワークモデル工事及び公 募型指名競争入札に適用	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績 (民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式。	-	-	125件
	生産性向上、 技術力の向上	新技術導入促進型(I型) 施工能力評価型(平成29年度～)	・新技術導入促進型(I):発注者が指定するテーマについて、実用段階 にある新技術(NETIS 登録技術のうち「有用な新技術」に選定されてい る技術)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品 質の向上を図るための方式。	44件	21件	17件
		新技術導入促進型(I型) 技術提案評価型(平成29年度～)	・新技術導入促進型(I):発注者が指定するテーマについて、実用段階 にある新技術(NETIS 登録技術のうち「有用な新技術」に選定されてい る技術)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品 質の向上を図るための方式。	45件	46件	22件
		新技術導入促進型(II型) (平成29年度～)	・新技術導入促進型(II):発注者が指定するテーマについて、実用段階 に達していない技術又は研究開発段階にある技術を有効に活用し、効 率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。	1件	1件	2件
全体契約件数※一般競争、指名競争、随意契約を対象。250万円未満を除く				1,283件	1,043件	941件

## 2-2. ②令和6年度 実施方針における主な事項

---

## ②-1 令和6年度 実施方針における主な事項

### 1. 担い手育成・確保対策の推進

- ・地域の担い手としての企業を確保するため、「地域密着工事型」、「自治体実績チャレンジ型」の積極活用を行う。
- ・「地域防災担い手確保型」について、**災害活動の実施状況を踏まえて柔軟に適用**できるような評価項目の見直しを実施。
- ・若手技術者の活用促進を一層図るため、「技術者育成型」、「若手技術者活用評価型」の積極活用を行う。
- ・配置予定技術者の自由設定項目に**「40歳以下の主任（監理）技術者の配置」を新設**。企業の自由設定項目の「35歳以下の若手技術者の資格」の評価において、**CPDSを評価対象に追加**。
- ・自由設定項目の「手持ち工事量比率」の評価項目について、受発注者の事務手続きの省力化及び担い手企業の育成確保を図ることを目的に、評価基準を**「当年度の新規契約工事の有無」に見直し**。
- ・主任（監理）技術者として経験を有さない若手技術者の育成機会の創出のため取り組んでいた「若手技術者登用促進型」について、年齢要件などを撤廃した**「主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）」**を実施。（港湾空港関係）

### 2. 働き方改革の推進

- ・**ワーク・ライフ・バランス関連認定を受けた企業**の配点基準の見直しを図る。令和6年度中に**全評価方式において本項目の適用を必須とする**。
- ・自由設定項目の「週休2日制工事の施工実績」について、取組の拡大やR6年4月からの罰則付き上限規制の適用を踏まえ、配点及び評価基準を見直すとともに、今後数年を目途に順次評価の縮小化を図る。

### 3. 受発注者双方の事務負担の軽減

- ・「段階的選抜方式」、「一括審査方式」、「技術提案簡易評価型」を積極的に実施する。
- ・「段階的選抜方式」のチャレンジ枠における一次選抜者数の見直しを行う（**上位15者とし、上位から15者目の評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む**）。

### 4. 不調・不落対策

- ・不調不落が予想される工事において施工体制の確保を図るため、「フレームワークモデル工事」「公募型指名競争入札方式」の試行を継続する。
- ・「フレームワークモデル工事」「公募型指名競争入札方式」における総合評価方式については、引き続き災害協定等の必須項目に加え、企業の同種工事の施工実績または災害活動実績を評価する「企業実績評価型」を適用する。
- ・「余裕期間制度」は発注量や地域特性に応じて適切に活用を行う。引き続き「不調随契」の積極活用を行う。

### 5. 生産性向上・技術力向上

- ・インフラ分野におけるDXの推進として**インフラDX大賞（関東表彰）の創設**と併せて、**本省表彰、関東表彰を加点対象とする**。
- ・新技術の更なる活用促進を図るため、新技術活用導入促進Ⅰ型（施工能力評価型）において、有用な新技術に加え、**活用評価未完了技術の活用**を加点評価に追加する。
- ・「新技術導入促進Ⅱ型」について、評価項目間の配点バランスの改善を図るため、**評価配点を見直し**。

### 6. その他

- ・企業の技術力の自由設定項目について、各評価項目の適用状況や加点状況を踏まえ重点施策項目を見直しを図る。

## ②-2 令和6年度 多様な入札・契約の取組(入札・契約制度)

	取組の目的	取組内容	概要	R6年度 実施方針(案)
入 札 ・ 契 約 制 度	技術者の確保・育成	女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事 (平成26年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加要件として、主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者または40歳以下の若手技術者の配置を求める方式。</li> <li>工事実績評価期間について、産休・育児休暇を考慮。</li> </ul>	継続
		監理技術者育成交代モデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>主任(監理)技術者の専任期間に、当該工事と同様の公共事業分野(河川・道路等)の経験がある育成技術者を配置することができる方式。</li> <li>交代時期以降は育成技術者に交代することができる。</li> </ul>	継続
	受発注者双方の事務負担の軽減	段階的選抜方式 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、選抜された者に対し、技術提案を求め二次審査を行う方式。</li> <li>対象は技術提案評価型S型・A型で、競争参加者が多く見込まれる工事。</li> </ul>	見直し
		一括審査方式 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一時期に調達を必要とする「同一規模」、「同一条件」、「同一テーマ(Ⅱ型除く)」の複数工事について、申請できる配置予定技術者を1名として同時に競争参加を求め、あらかじめ定めた順番で開札し、落札者を決定する方式。</li> </ul>	継続
		簡易確認型 (平成28年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。</li> </ul>	継続
		技術提案簡易評価型 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。</li> </ul>	継続
	不調不落対策 施工時期の平準化	余裕期間制度 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。</li> <li>余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を要しない。</li> </ul>	継続
	不調・不落対策	フレームワークモデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当する複数の工事(フレームワーク)について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する試行工事。</li> <li>対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。</li> </ul>	継続
		公募型指名競争入札方式 (令和2年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定する試行工事。</li> <li>対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。</li> </ul>	継続
	迅速で的確な維持 工事の実施体制の 確保	参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。</li> </ul>	継続

## ②-3 受発注者の事務負担の軽減 段階的選抜方式 チャレンジ枠(試行)

令和6年4月1日以降の公告案件より適用 《見直し》

○段階的選抜方式のチャレンジ枠における選抜者数の取扱いについて、見直しを実施

【概要】 <H22～>

受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次選定し、選抜された者に対して二次審査を行う方式。

【H30～ チャレンジ枠設定】 一次選抜数を拡大し、落札者の固定化対策として実施

チャレンジ枠 : 最低10者選抜は固定、10者を超えた者の半数(切り上げ) を選抜  
※切り上げは、半数及び同点者を切り上げ



【R5～ 受発注者双方の事務負担軽減のためチャレンジ枠を見直し】

チャレンジ枠 : 最低10者選抜は固定、10者を超えた者の半数(切り捨て) を選抜  
※15者を上限 (15者を越えない範囲の同位で切り捨て)



今回

【R6～ チャレンジ枠を拡大見直し】

チャレンジ枠 : 上位15者  
(上位から15者目の評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む)

R3年度～ (全36工事) 参加者数と選抜者数の試算

	参加者数	選抜者数		
		①10者+半数 切り上げ	②10者+半数 15者上限 切り捨て	③上位15者 切り上げ
平均	25.1	19.5	13.7	16.1
最大	36	27	15	21
最小	15	13	11	13

注) 高度な技術力を求める工事においては、技術提案による評価を行うことが望ましいことから、段階的選抜方式を採用しないものとする。



## ②-4 令和6年度 多様な総合評価の取組(総合評価落札方式)

	取組の目的	取組内容	概要	R6年度 実施方針
総合評価 落札方式	担い手(企業)の確保	自治体実績チャレンジ型 (令和4年8月～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。	継続
		技術提案チャレンジ型 (平成25年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す方式。 ・工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき事項」を3段階で評価。	継続
		地域防災担い手確保型 (平成26年度～)	・災害対応を含む地域維持の担い手確保のため、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。(災害協定の締結や、災害活動の実績等を評価)	見直し
		企業能力評価型 (令和5年度～)	・地域インフラを支える担い手としての企業の確保及び受発注者の事務手続きの負担軽減の観点から、企業の技術力のみを評価する方式。	継続
	担い手(技術者)の育成・確保	若手技術者活用評価型 (平成25年度～)	・35歳以下の若手技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置することにより、当該工事を実績として将来、直轄工事の主任(監理)技術者となるべく、経験を積んでもらう方式。	継続
		技術者育成型 (平成26年度～)	・40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事していない技術者から実務指導を受け、技術力の向上につなげてもらう方式。	継続
	不調・不落対策	企業実績評価型 (令和5年度～) ※フレームワークモデル工事及び公募型指名競争入札に適用	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績(民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式。	継続
	生産性向上、技術力の向上	新技術導入促進型(I型) 施工能力評価型 (平成29年度～)	・新技術導入促進型(I):発注者が指定するテーマについて、実用段階にある新技術(NETIS 登録技術)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式。	見直し
		新技術導入促進型(I型) 技術提案評価型 (平成29年度～)		継続
		新技術導入促進型(II型) (平成29年度～)	・新技術導入促進型(II):発注者が指定するテーマについて、実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式。	見直し

地域防災担い手確保型(災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮)

令和6年8月1日以降の公告案件より適用 《見直し》

- 災害発生時の迅速な活動の担い手を確保するため、企業の防災に係る取組態勢・活動実績等を重点的に評価する方式
- 近年災害活動の実績が減少しており、競争性の確保の観点から本方式の適用が困難な状況
- 災害活動の実施状況を踏まえ、評価項目や配点の一部を選択できるように見直しを図る

【配点表】

現行	項目	細目	評価項目	満点	評価点	選択
企業の技術力	地域精通度・地域貢献度	緊急時の施工体制	30点	3点	◎	
		災害時の基礎的事業継続力(BCP)認定の有無		3点	◎	
		災害協定の有無		4点	◎	
		災害協定に基づく活動実績の有無		18点 (3件まで加点可能)	◎	
	企業の施工能力	本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量	2点	◎		
合計				30点		

改定

項目	細目	評価項目	満点	災害活動実績が多い場合 評価点	災害活動実績が少ない場合 評価点	選択
企業の技術力	地域精通度・地域貢献度	近隣地域の施工実績		-	3点	○
		緊急時の施工体制	20点	3点	3点	◎
		災害時の基礎的事業継続力(BCP)認定の有無		3点	3点	◎
		災害協定の有無		4点	4点	◎
	災害協定に基づく活動実績の有無	9点 (3件まで加点可能)		3点	◎	
	企業の施工能力	同種工事の施工実績		-	3点	○
本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事の有無			1点	1点	◎	
合計			20点			

## ②-6 多様な総合評価の取組(総合評価落札方式・自由設定項目)

企業の技術力

自由設定項目【最大6点(地域密着型は5点 or 7点)】

- ①工事成績優秀企業認定
- ②優良下請表彰企業の活用
- ③ICT施工技術の活用(「ICT土工」、「ICT舗装工」、「ICT浚渫工」)  
※「ICT土工」、「ICT舗装工」、「ICT浚渫工」に関わる発注方式が「施工者希望I型」の場合、必須項目
- ④ISO認証取得状況
- ★ ⑤難工事施工実績【必須】
- ⑥難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰等
- ⑦インフラDX大賞【最大2点】
- ⑧登録基幹技能者等の活用
- ⑨災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定
- ★ ⑩若手技術者(35歳以下)の活用及び資格【最大2点】【⑫女性技術者の活用といずれかを必須】
- ⑪週休2日制適用工事の施工実績
- ★ ⑫女性技術者の活用【⑩若手技術者の活用及び資格といずれかを必須】
- ⑬「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事(段階的選抜方式(一般土木A等級)で必須)
- ⑭本発注工事の工事種別における新規契約の有無
- ⑮その他自由項目  
※⑦、⑩の配点は最大2点とし、それ以外の項目の配点は1点とする。

 ★:R6重点施策項目  
追加  
PDCAによる見直し

《R6見直し》

技術者の技術力

自由設定項目【最大4点《最大2点》※】 ※「配置予定技術者の能力\_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時

- ①資格(As舗装工事は、必須項目)
- ②過去の同種工事の工事経験
- ③継続教育(CPD)の取組状況
- ④難工事施工実績
- ⑤難工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰等
- ⑥高度マネジメント経験(段階的選抜方式で選択)
- ⑦40歳以下の主任(監理)技術者の配置
- ⑧その他自由項目  
※各項目の配点は1点とする。



令和6年8月1日以降の公告案件より適用

《新規》

- 建設分野におけるDX促進のため、令和6年度より関東地整においてインフラDX大賞を創設予定。
- これと併せて、総合評価においてインフラDX大賞(本省表彰、関東地整表彰)受賞者を加点評価する。
- 配点は、本省表彰及び関東局長表彰は2点、事務所長表彰は1点とする。

評価項目		評価基準	評価点	
企業の技術力	インフラDX大賞	インフラDX大賞の有無について評価する	本省表彰(国土交通大臣表彰、優秀賞)、 関東局長表彰	2
		<評価対象とする表彰年度> ・国土交通本省の表彰(国土交通大臣表彰及び優秀賞)はR5年度に受けた表彰 ・関東地方整備局の表彰(局長表彰及び事務所長表彰)はR6年度に受けた表彰 ※上記への切替は令和6年8月1日		
			表彰無し	0

**インフラDX大賞(国土交通本省)**

- ・国土交通省は、インフラ分野において、データとデジタル技術を活用して建設生産プロセスの高度化、効率化、国民サービスの向上等の改革に繋がる優れた実績をベストプラクティスとして横展開するため、令和4年度にインフラDX大賞を創設
- ・表彰対象は、次に掲げるいずれかの取組のうち、インフラ分野において、データとデジタル技術を活用して、建設生産プロセスの高度化・効率化、国民サービスの向上、組織の働き方や文化・風土の改革等につながる優れた実績をあげた取組
  - ①各発注機関から受注した工事・業務において前年度に完了した取組(元請け、下請けを問わない)
  - ②その他、前年度に各団体が独自に実施した取組(「i-Construction 推進コンソーシアム会員の取組部門」に対する応募を対象)
- ・関東地整における総合評価落札方式においては上記①を加点対象とする

⇒評価項目、評価基準、配点を見直し

令和6年8月1日以降の公告案件より適用

**P(計画)**

○評価の目的：品質確保(急激な受注増加は、企業のバックアップ体制や技術者の体制等が脆弱になる可能性が示唆されていることから、品質確保の促進を図るため「手持ち工事量」を評価。)

○適用開始年度：H17年度

○評価基準・方法

[評価項目]：関東地方整備局の発注した工事において、競争参加者が有する本発注工事の工事種別の手持ち工事量比率について、評価する。

[適用対象工事種別]：全ての工事種別

[評価対象となる工事種別]：発注工事の工事種別

[その他留意事項]

- ・契約年度に受注額を計上する。翌債工事の場合は契約年度に4割、翌年度に6割計上。
- ・国債工事の場合は、各年度の支払い限度額を計上。
- ・変更契約を行っている場合は、変更増減額を変更契約日の属する年度に計上

[評価基準・評価点] (標準タイプの総合評価落札方式の場合)

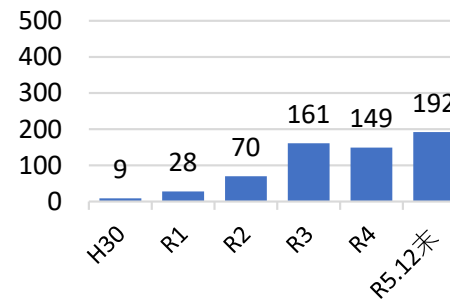
項目	評価項目	評価基準	評価点
企業の技術力	手持ち工事量比率を評価 ※手持ち工事量比率＝ 契約年度の受注額／ 過去3年間の平均受注額	手持ち工事量比率0.5未満、又は 契約年度の受注額が0	2
		手持ち工事量比率0.5以上1.0未満	1
		手持ち工事量比率1.0以上、又は 過去3年間の平均受注額が0 (ただし契約年度の受注額が0の場合を除く)	0

**D(実施)**

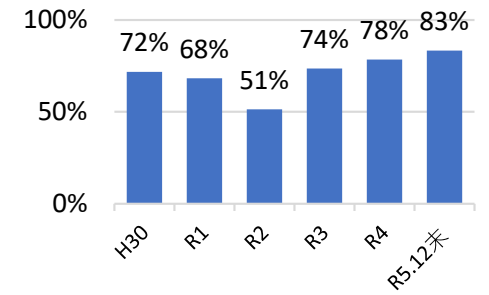
○試行結果

- ・適用件数は近年徐々に増加しており、R3、4年度は概ね150件程度適用している。
- ・競争参加者のうち加点を受けた企業の割合は、R3年度以降増加傾向で、R4年度は約8割となっている。

適用工事件数



加点を受けた企業の割合  
(全参加者における割合)



**A(対応)**

○対応

	継続	見直し	廃止
		○	

- ・本項目は、工事の品質の観点から当該工事種別の手持ち工事量比率を評価する項目である。
- ・参加企業へのアンケートの結果、評価基準が複雑でわかりにくい、あるいは算定に手間を要する理由から評価基準を改善してほしいという意見が4割程度得られた。また発注者においても各企業の手持ち工事量比率の算定において負担が大きいため、受発注者双方の事務負担軽減の観点で評価項目の見直しが必要と考えられる。

・また、近年の完成工事においては手持ち工事量比率と工事成績評定には優位な関係性が見られないことから、評価の目的や適用対象工事の見直しが必要と考えられる。

・以上のことから、地域のインフラ整備の担い手となる企業の確保や、直轄工事の受注実績の少ない企業の参加を促すことを目的に、「本発注工事の工事種別における新規契約の有無」を評価することとする。

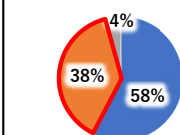
項目	評価項目	評価基準	評価点
企業の技術力	本発注工事の工事種別における新規契約の有無	当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事が無い 当年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事が有る	1 0

**C(評価)**

○評価

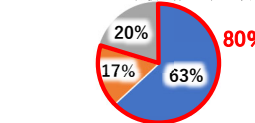
- ・現在の評価方法に関する競争参加者へのアンケートでは、見直した方が良いという意見が38%、その理由としては、手持ち工事量比率の算出方法がわかりにくいという意見が最も多く80%であった。
- ・また手持ち工事量の評価と工事成績評定との関係性は低い。

【(1)現在の評価方法についてどう思いますか】



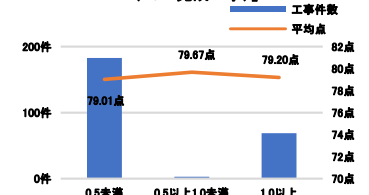
- (1) 適切。とくに問題無いと思う
- (2) 評価方法を見直したほうがよいと思う
- (3) その他(自由記入)

【(1)で「見直したほうがよい」と回答した方の中見直したほうがよい理由について、最も該当する項目】



- (1) 手持ち工事量比率の算出方法がわかりにくい
- (2) 手持ち工事量比率の算出に手間がかかるため
- (3) その他(改善要望)

【手持ち工事量比率と工事成績評定点 (R3・4完成工事)】



令和6年8月1日以降の公告案件より適用 《見直し》

- 将来の担い手となる技術者の育成・確保に関する自由設定項目の追加、見直しを実施
- ・「40歳以下の主任(監理)技術者の配置」を追加
  - ・若手技術者の資格の項目において、継続教育の取得状況を評価対象に追加

評価項目		評価基準	評価点
配置予定技術者の技術力	40歳以下の主任(監理)技術者の配置の有無	本工事の主任(監理)技術者として40歳以下の技術者を配置する場合	1点

評価項目		評価基準	評価点
企業の技術力	若手技術者(35歳以下)の活用及び資格	本工事の現場代理人又は担当技術者として35歳以下の若手技術者を配置する場合	1点
		(上記で配置する)若手技術者の資格※1の有無 又は継続教育の取得状況	1点

※1 対象資格:競争参加資格として配置予定技術者に求める資格及び本工事の対応する1級、2級施工管理技士補  
評価対象:配置予定技術者の評価項目で対象とする建設・建築系団体の継続教育の証明書

### 3. 市町村総合評価の事例紹介【府中市】

---

国土交通省では、地方公共団体における総合評価方式の導入・普及を念頭に、わかりやすいマニュアルを作成

- 「総合評価方式使いこなしマニュアル」（平成19年3月；第2版）  
<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/pdf/manual2.pdf>
- 「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」（平成20年3月；改訂版）  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13\\_hh\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000008.html)
- 「地方公共団体における入札監視委員会等 第三者機関の運営マニュアル」（平成19年5月）  
<https://www.mlit.go.jp/common/000020270.pdf>



## ■ 改正内容

### 【予定価格500万円以上の工事】

- ・予定価格の事前公表【入札公告に予定価格(税抜)を記載】
- ・総合評価方式(市町村簡易型)を導入。
- ・総合評価方式を採用する全ての案件で低入札価格調査の対象とし、  
調査基準価格・失格基準を設定。  
⇒ 失格基準価格＝調査基準価格×0.95

### 【予定価格5,000万円以上の工事】

- ・原則全て条件付一般競争入札。
- ・一般競争入札は、入札参加対象事業者の地域要件を緩和。  
⇒「市内業者→多摩地域本店→多摩地域支店・営業所→都内本店→都内 支店・営業所」
  - ① 予定価格500万円以上 5,000万円未満の工事  
⇒ 府中市内に本店を有する事業者(変更なし)
  - ② 予定価格5,000万円以上 1億5,000万円未満の工事  
⇒ 府中市内に本店・支店・営業所を有する事業者
  - ③ 予定価格1億5,000万円以上の工事  
⇒ 東京都内に本店・支店・営業所を有する事業者
- ・予定価格1億円以上の場合は、特定建設業許可を有することを条件。



### (3) 府中市一総合評価：評価値の算出方法

#### ■加算方式

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

#### ①価格評価点の算出方法

【入札価格 ≥ 調査基準価格の場合】

$$100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

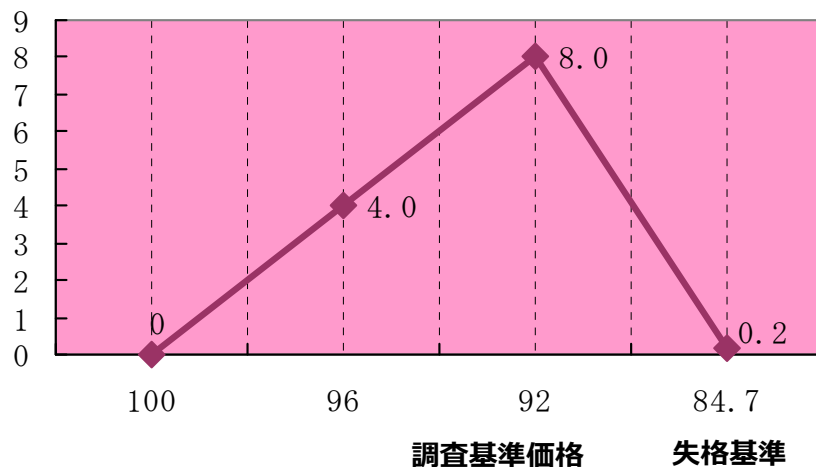
【入札価格 < 調査基準価格の場合】

$$\text{調査基準価格の価格点} - (100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) - \text{調査基準価格の価格点}) - 0.5$$

#### 【価格評価点の算出イメージ方法】

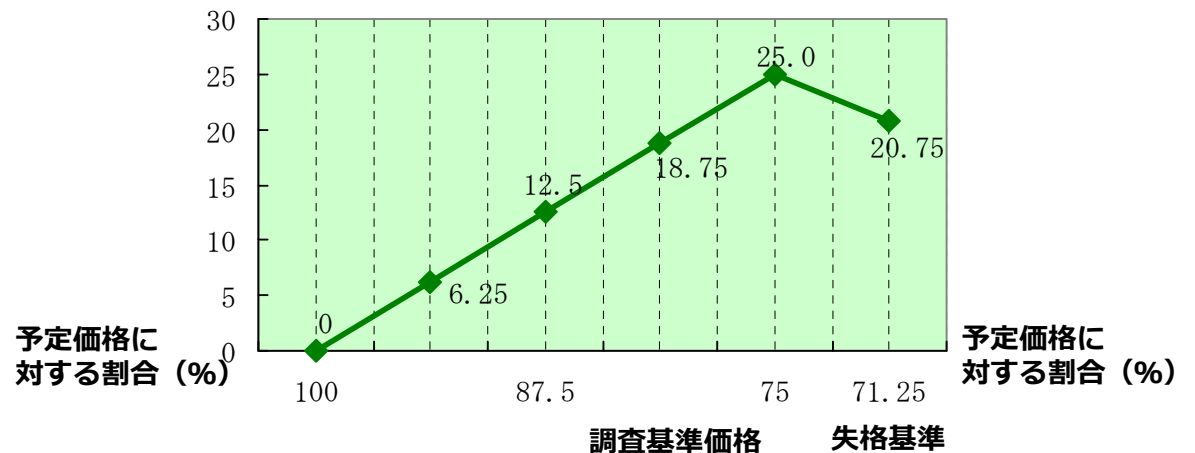
契約制度の見直しの概要について  
-令和3年10月1日実施- 府中市行政管理部契約課

価格評価点 (点)



調査基準価格が予定価格の92%の場合

価格評価点 (点)



調査基準価格が予定価格の75%の場合



# (4) 府中市一総合評価:技術評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点	配点		
企業 の 技術力	企業の施工力	府中市発注の同種工事の成績評定 (昨年度までの過去5年間のうち直近2件の平均)	90点以上	4	4	
		85点以上90点未満	3			
		80点以上85点未満	2			
		75点以上80点未満	1			
		75点未満	0			
	同種工事の優秀工事表彰 (過去5年間に表彰を受けているか)	府中市	2	2		
		東京都又は都内市区町村	1			
		表彰を受けていない	0			
	配置予定技術者	保有資格	1級技術者	2	2	
			2級技術者	1		
その他の技術者			0			
地域 への 貢献	入札参加業者等の所在地	① 事業者及び下請予定事業者の所在地 [(①×A+②×B)] /100 ※小数点以下第2位まで表記	府中市内本店による自社施工の割合+ 府中市内本店業者への下請の割合 (単位:%(整数))	① 掛け率 4	4	
			府中市内支店・営業所による自社施工の割合+ 府中市内支店・営業所への下請の割合 (単位:%(整数))	② 掛け率 2		
		① 企業共同体(JV) 構成員及び下請予定事業者の所在地 [(①×A+②×B)] /100 ※小数点以下第2位まで表記	府中市内本店の構成員の施工の割合+ 府中市内に本店がある業者への下請の割合 (単位:%(整数))	① 掛け率 4		4
			府中市内支店・営業所の構成員の施工の割合+ 府中市内に支店・営業所がある業者への下請の割合(単位:%(整数))	② 掛け率 2		

技術評価項目		評価基準	評価点	配点
地域 密着度 及び 貢献度	本市と災害時の応援等に係る協定を締結している団体への所属	所属している	1	1
		所属していない	0	
	市内におけるボランティア活動実績(3年以上継続的に実施していること)	2つ以上のボランティアを実施	2	2
		1つのボランティアを実施	1	
		なし	0	
	障害者雇用の取組み	あり	1	1
		なし	0	
	男女共同参画の推進(育児・介護休業制度等の有無)	あり	1	1
		なし	0	
	法定外労働災害補償制度加入	加入している	1	1
加入していない		0		
建設キャリアアップシステムの登録	登録している	1	1	
	登録していない	0		
環境配慮	ISO14001又はエコアクション21の取得の有無	あり	1	1
		なし	0	

# (5) 府中市一総合評価:評価結果

## 東京電子自治体共同運営 電子調達サービス 入札情報の、府中市一般競争入札 入札結果



### 入札(見積)経過調書詳細(工事)

業務メニュー

入札情報サービス

■発注案件情報

工事

物品

■入札(見積)経過調書

工事

物品

■年間発注予定情報

工事

■入札参加資格者情報

工事

物品

■お知らせ情報

[電子調達トップページへ](#)

#### 案件情報

自治体名	206 府中市
案件番号	2024-00455
内部発注番号	24100023
業種	0700 建築工事
件名	府中市立府中第四中学校校舎外壁及び屋上防水等改修工事 (その1)
履行場所	東京都府中市府中市美好町2丁目13番地
入札方式	01 一般競争入札 総合評価方式
入札見積締切日時	2024年5月13日 10時00分
開札日時	2024年5月13日 10時30分
予定価格	139,711,000円
落札者	商号又は名称 所在地 有限会社石川建設 東京都府中市西府町一丁目51番地の13
落札金額	116,850,000円

#### 入札(見積)経過調書

総=総合点 価=価格点 技=技術点

No	商号又は名称	第1回	
1	有限会社石川建設	116,850,000円 総 21.0点 価 8.0点 技 13.0点	
2	株式会社アール企画	116,849,200円 総 19.4点 価 8.0点 技 11.4点	
3	田丸屋建設株式会社	126,990,000円 総 10.1点 価 0.0点 技 10.1点	
4	株式会社総合建設ケーター工房	辞退	

調査基準価格(税抜き)116,722,190円  
失格基準価格(税抜き)110,886,080円

入札をした会社は全て調査基準価格以上  
No.1の会社が2番目の入札額であるが、  
技術点で上回り、落札している。

## 4. その他

---

**【令和6年6月25日開催】**

**4-1. 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理  
システムのあり方に関する懇談会**

**建設生産・管理システム部会(令和6年度 第1回)**

**【資料・抜粋】**

---

**【現状の発注形式の傾向】**

- 総合評価落札方式以外にも、災害時の随意契約や、技術提案・交渉方式などが導入されている。
- 総合評価による発注形式としては、施工能力評価Ⅱ型が全体の約8割(件数ベース)を占める。
- 技術提案評価A型は近年ほとんど選択されておらず、代わりに技術提案・交渉方式が増加傾向。

**【入札価格と工事成績の全体的な傾向】**

- 低入札調査基準価格の導入により、ダンピングは生じにくい環境。
- 工事成績評定点は高止まり傾向にあり、粗悪工事の発生は傾向として認められない。

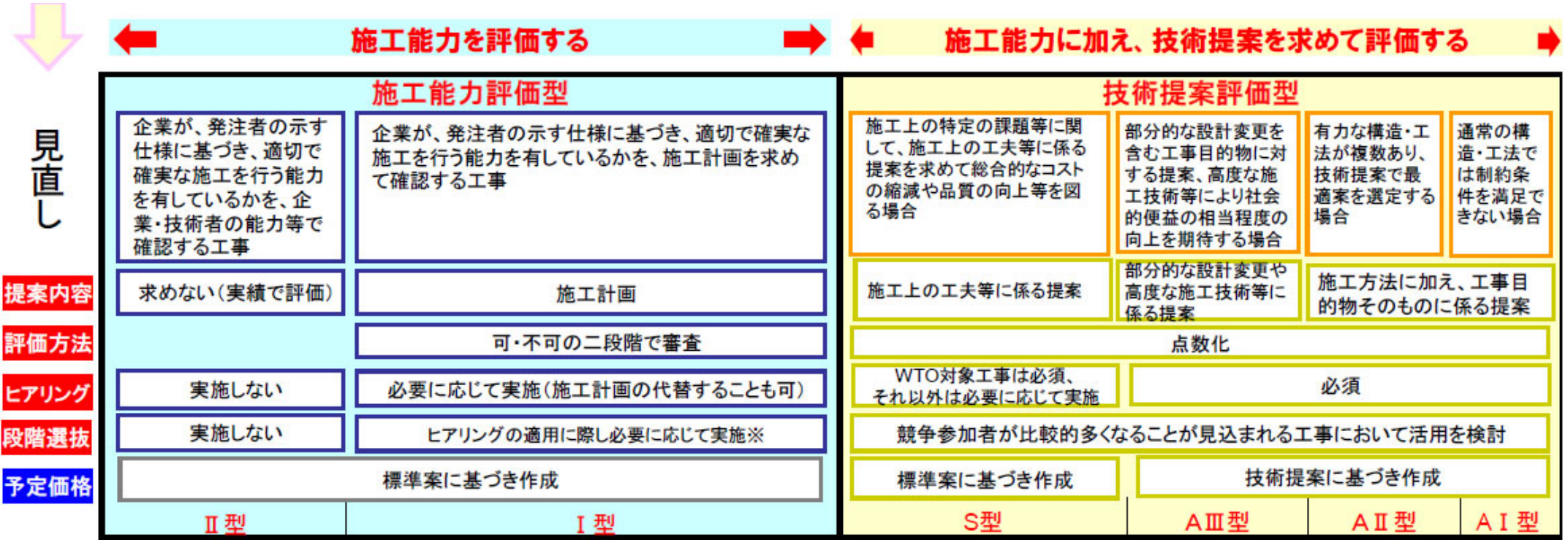
**【技術点と入札価格の関係】**

- 施工能力評価Ⅰ型、Ⅱ型、技術提案S型においては、最高得点者が最低価格で落札しているケースが多数。特に、一般土木等でこの傾向が顕著。
- 逆に、S型(WTO)案件では、最高評価者と最低価格入札者は別の者になる傾向あり。

**【課題】**

- 特に技術提案や施工計画内容を積算した結果としての入札価格になっておらず、入札価格設定用の積算作業となっている。すなわち、総合評価の本来の目的であるVFM(Value for Money)の考え方と、現状が乖離している。

検討の方向性



工事の実情に応じた各種の試行を推進し、一般競争・総合評価落札方式によらない発注を増加  
 ⇒競争性を確保した随意契約、指名競争方式等

高い技術力を持つ企業・提案を適切に評価する方策の検討  
 ⇒技術提案テーマの設定  
 ⇒標準点と技術評価点の分析

技術提案・交渉方式の活用拡大

本日検討結果・方向性を報告、議論

※併せて、DX・データマネジメントの推進による入札契約手続きの効率化を実施。



- 総合評価落札方式のうち、現行の技術提案評価型については、競争参加者の技術提案の中から優れた提案を採用し、**工事品質の向上につなげることを目的**。
  
- 技術提案評価型の実施件数が蓄積され、受注者においても、提案の高度化を繰り返し替える中で、**次第に複数企業から類似の提案がなされるようになるケースも想定される**。  
その場合、それら一般化した提案については仕様として標準化<sup>(※)</sup>を志向する一方で、**更に、より高い工事品質の確保に資する技術提案テーマを設定することが重要**。
  
- 改正品確法の趣旨に基づき「総合的に価値の最も高い資材等」の採用についても、技術提案において競争参加者の創意工夫を求めていくことが有効と考えられる**。  
**その際、技術ダンピングやオーバースペック提案に繋がらないような対応も必要**。

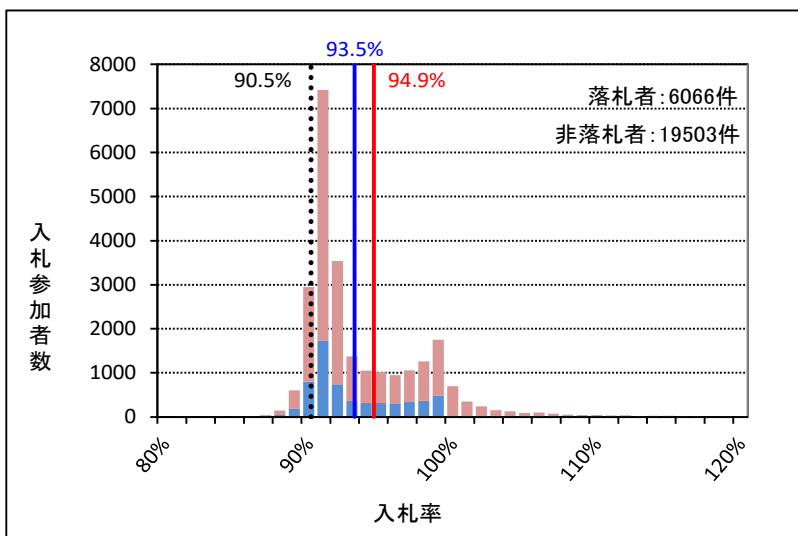
※技術提案内容は、受注者の知的財産に該当することに留意が必要。

# 基礎的データの整理(令和4年度実績)と分析

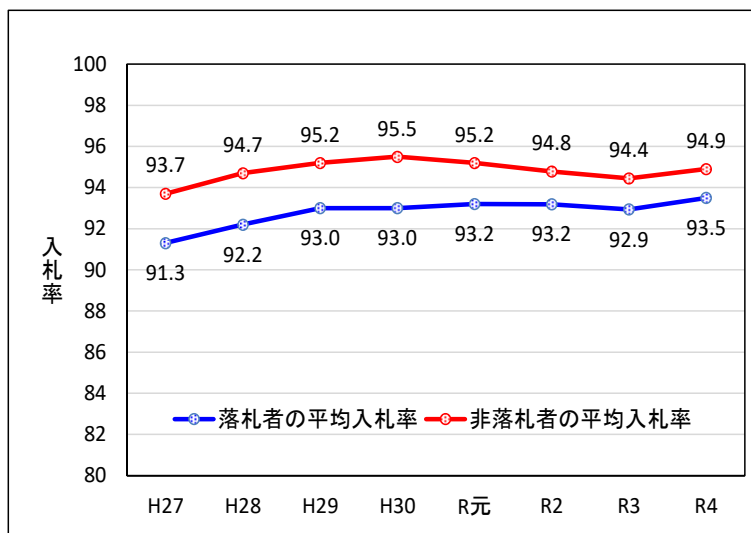
# 落札率・入札率の状況

- 入札率の分布は調査基準価格付近で多く、落札者の平均入札率は令和4年度に93.5%
- 非落札者の入札率は94.9%であり、平成30年からの微減傾向がR4から上昇に転じている。
- 調査基準価格の導入等の対策により、ダンピングの問題は生じていない。

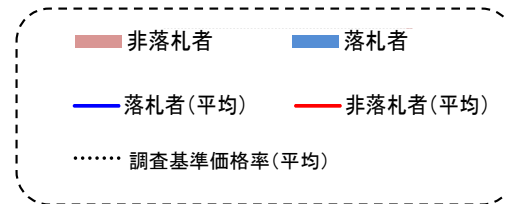
【令和4年度】



【平均入札率の経年変化】



〔凡例〕



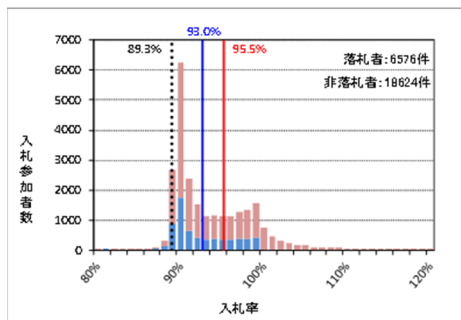
注1) 8地方整備局の工事のうち、下記を除く工事を対象

- ・港湾・空港関係工事
- ・価格競争
- ・調査基準価格が設定されていない工事

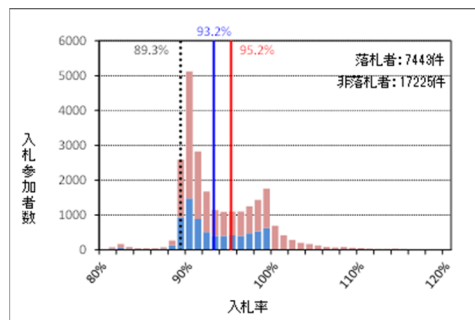
注2) 入札参加者数は、競争参加者数から無効・辞退等を除く。

注3) 「調査基準価格率」とは、調査基準価格を予定価格で除して算出した数値

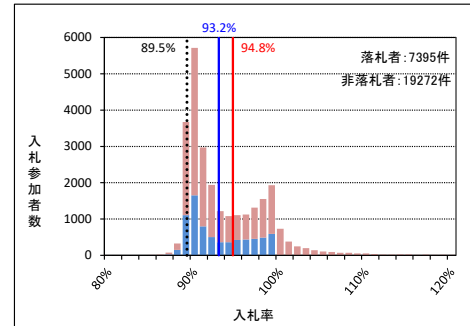
【平成30年度】



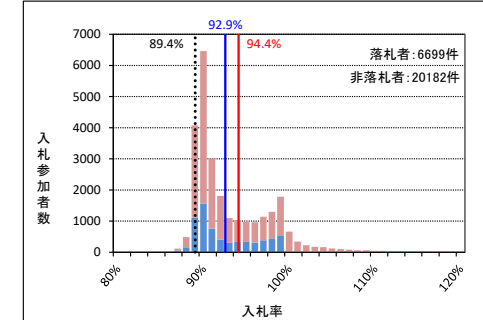
【令和元年度】



【令和2年度】



【令和3年度】

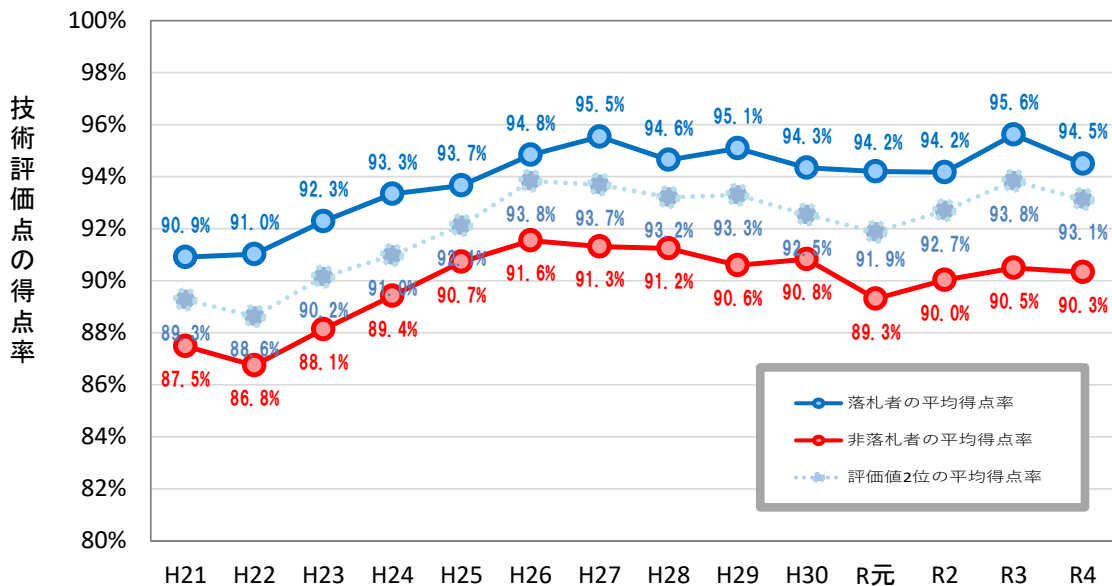


# 技術評価点の得点状況

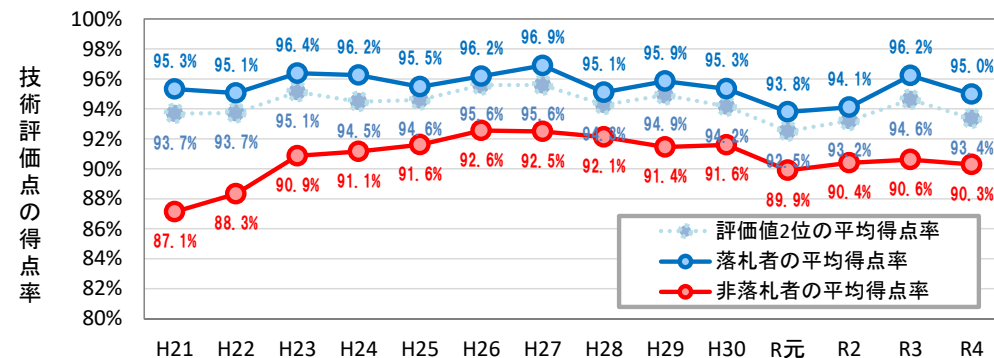
## 技術提案評価型S型の技術評価点の推移

■ 技術提案評価型S型においては、落札者と非落札者の技術点差はそれほどついていない。

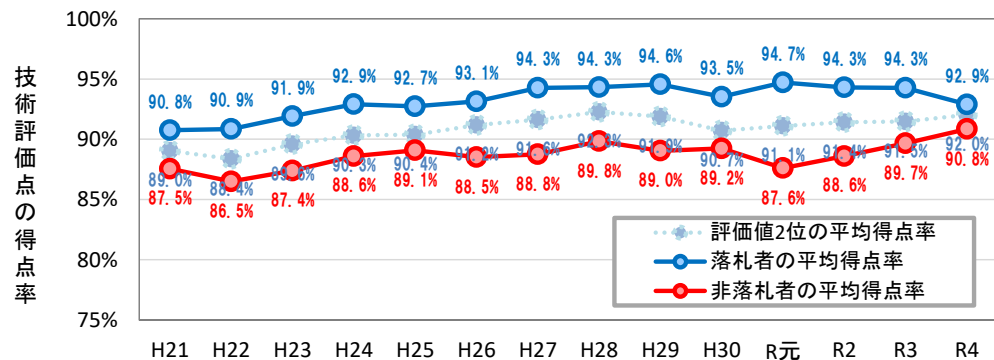
【 技術評価点の得点率 S型全体 】



【 技術評価点の得点率 S型(WTO) 】



【 技術評価点の得点率 S型(WTO対象外) 】

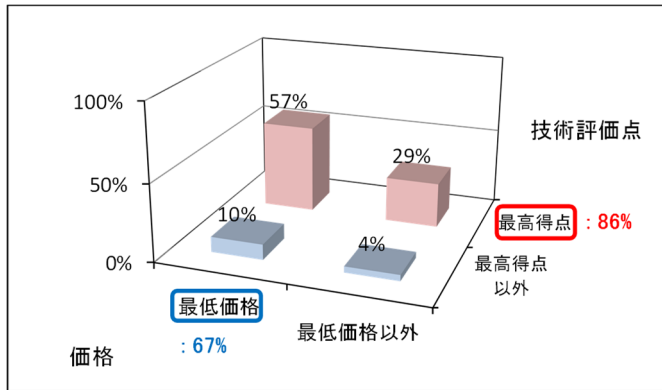


注) 8地方整備局(港湾・空港関係工事を除く)の技術提案評価型S型(標準型含)工事を対象。  
非落札者の平均得点率は予定価格内の入札者を対象に算出。

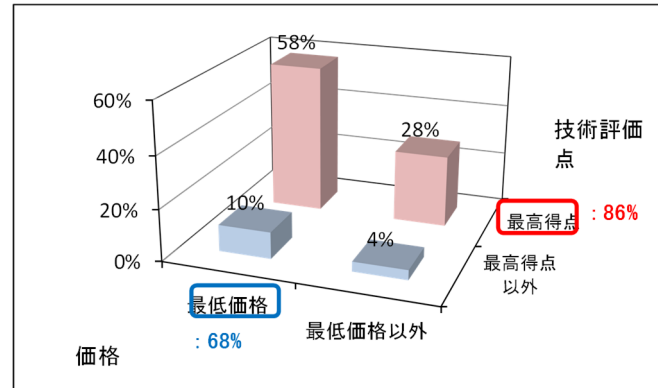
# 契約タイプ別の技術点と応札価格の関係

- **施工能力評価型、技術提案評価型(S型)**における「落札者の内訳」は、**最高得点かつ最低価格の者が落札する割合が高い。**
- 一方で、**WTO技術提案評価型(S型)**では**最低価格以外の者の落札が多い。**

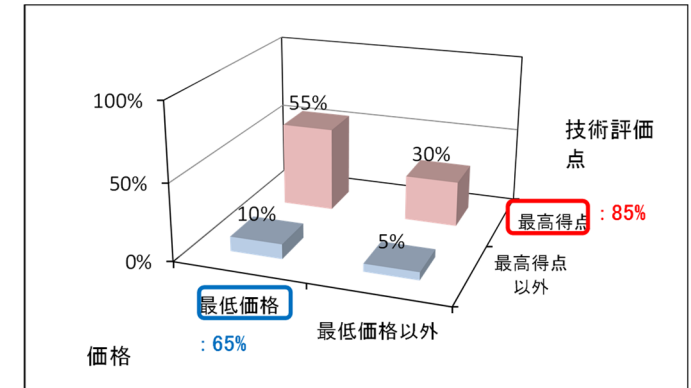
工事件数:6090件  
平均工事規模(予定価格):223百万円  
平均入札参加者数:4.2者  
[全タイプ]



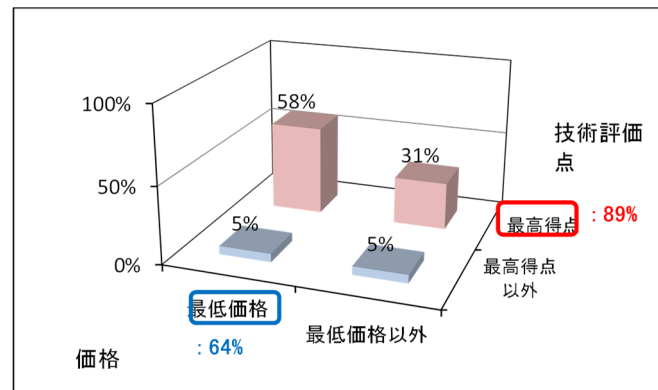
工事件数:5178件  
平均工事規模(予定価格):157百万円  
平均入札参加者数:4.0者  
[施工能力評価型(Ⅱ型)]



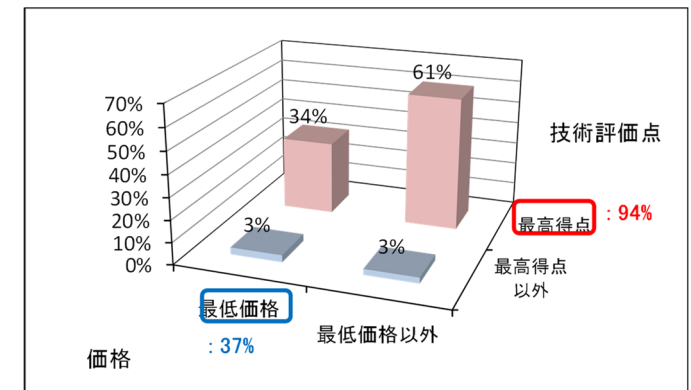
工事件数:678件  
平均工事規模(予定価格):246百万円  
平均入札参加者数:3.9者  
[施工能力評価型(Ⅰ型)]



工事件数:52件  
平均工事規模(予定価格):378百万円  
平均入札参加者数:4.5者  
[技術提案評価型(S型)]



工事件数:187件  
平均工事規模(予定価格):1929百万円  
平均入札参加者数:9.7者  
[WTO技術提案評価型(S型)]



注1)8地方整備局の工事のうち、下記を除く工事を対象

・港湾・空港関係工事 ・価格競争

注2)価格及び技術評価点の区分は、無効・辞退等及び予定価格超過者を除き判定。

注3)平均入札参加者数は、競争参加者数から無効・辞退等を除くが予定価格超過者は含む。

注4)平均工事規模は、予定価格(税込み)とする。

○技術提案評価型においては、技術点差がさほどついておらず、入札価格は調査基準価格付近に集中。

○過去に繰り返し設定されてきた技術提案テーマほど、技術点差がつかない傾向であり、競争参加者の技術提案が一定水準に収斂していると推察される。

⇒仕様として標準化できる部分については標準化を志向し、  
技術提案テーマの設定としては $+\alpha$ の部分を求めていくべきではないか。

○その結果として技術提案内容が多様化すれば、より工事品質の向上が期待されるとともに、評価上も技術点差がつくことにより、調査基準価格に対し一定程度余裕を持った入札を行うことで、より高度な提案も検討可能になるのではないか。

※ただし、技術点差がつくことが、受注者の応札行動に変化を生じさせるか否かは、検証が必要。



## ②低入札調査基準価格への入札価格の集中を抑制する方策

- 新たな評価項目を設定することにより、技術点差が一定程度拡大する傾向。
- 一方で、品確法の理念に基づく適切な利潤の確保のためにも、優れた技術を持つ者は、最低価格付近でなくとも落札可能なよう、技術点と入札価格を一定程度連動させる仕組みが必要ではないか。

### 【視点】

- 総合評価において、加算点(40~70点)に対し、標準点(100点)の割合が高いことから、技術評価点での得点差が希釈されているのではないか。

### 【分析】

- 標準点、施工体制評価点、加算点を変えた場合の落札者の変動等を分析

### 【技術評価点の内訳】

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

標準点	100点	施工体制 評価点 30点	加算点(40~70点) 総合評価の方式 に応じて異なる
-----	------	--------------------	-----------------------------------

## ②低入札調査基準価格への入札価格の集中を抑制する方策

- 標準点、加算点、施工体制評価点等を変えて、落札者や価格1位落札者等の変動を確認。
- 落札者や価格1位落札者等に大きな変動はなかった。

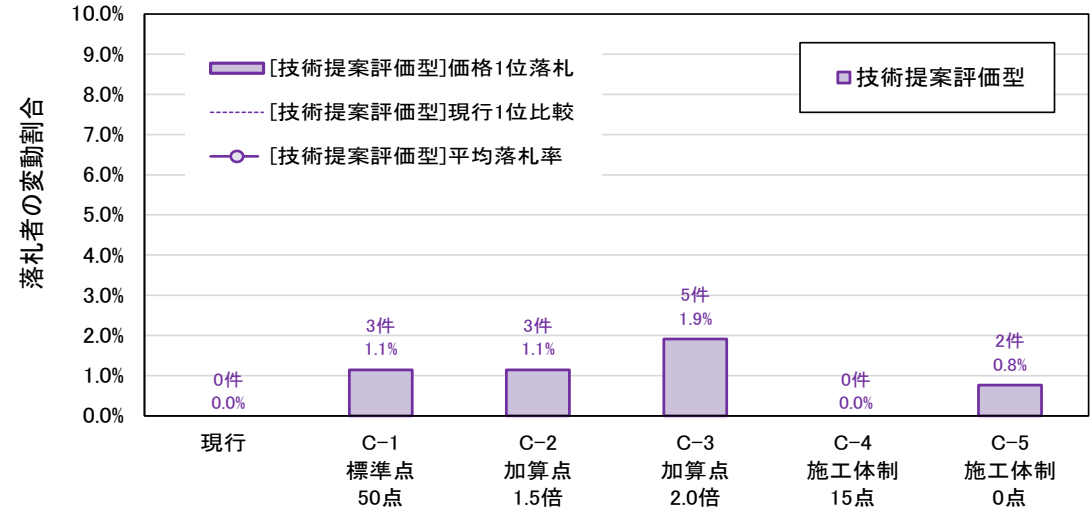
(対象:R3年度全国から発注された提案評価型(S型)262件)

### ■変動ケース

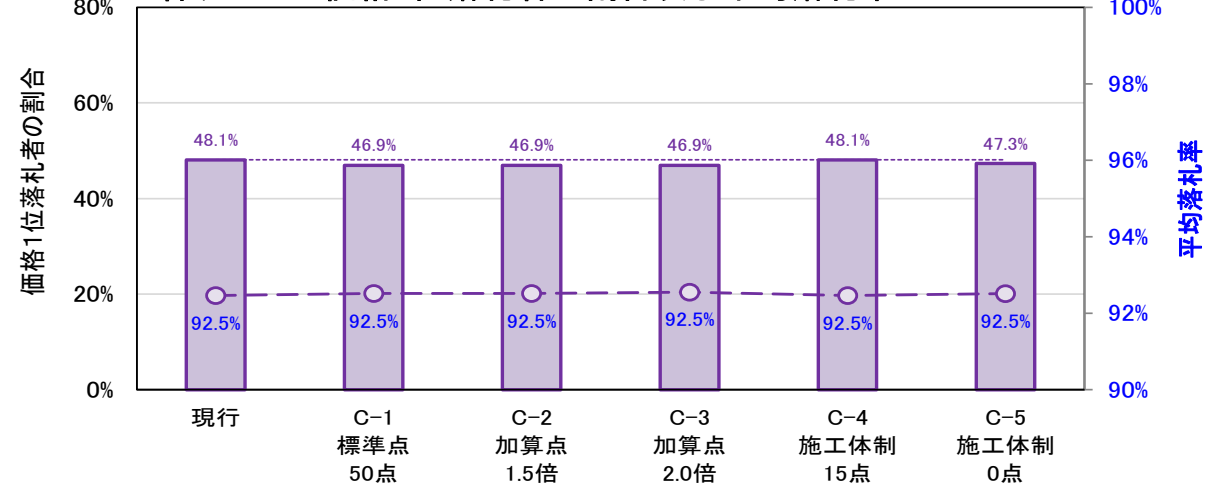
検討 ケース	変化対象		技術提案評価型(S型)			
			技術評価点			合計
			標準点	加算点	施工体制 評価点	
現行			100点	60点	30点	190点
1	標準点 (現行100点)	50点	50点	60点	30点	140点
2	加算点 (現行60点 ×1.0倍)	1.5倍	100点	90点	30点	220点
3		2.0倍	100点	120点	30点	250点
4	施工体制 評価点 (現行30点)	15点	100点	60点	15点	175点
5		0点	100点	60点	0点	160点

※加算点(現行)は全地整で60点で実施されている

### ■各ケースの落札者の変動割合



### ■各ケースの価格1位落札者の割合及び平均落札率

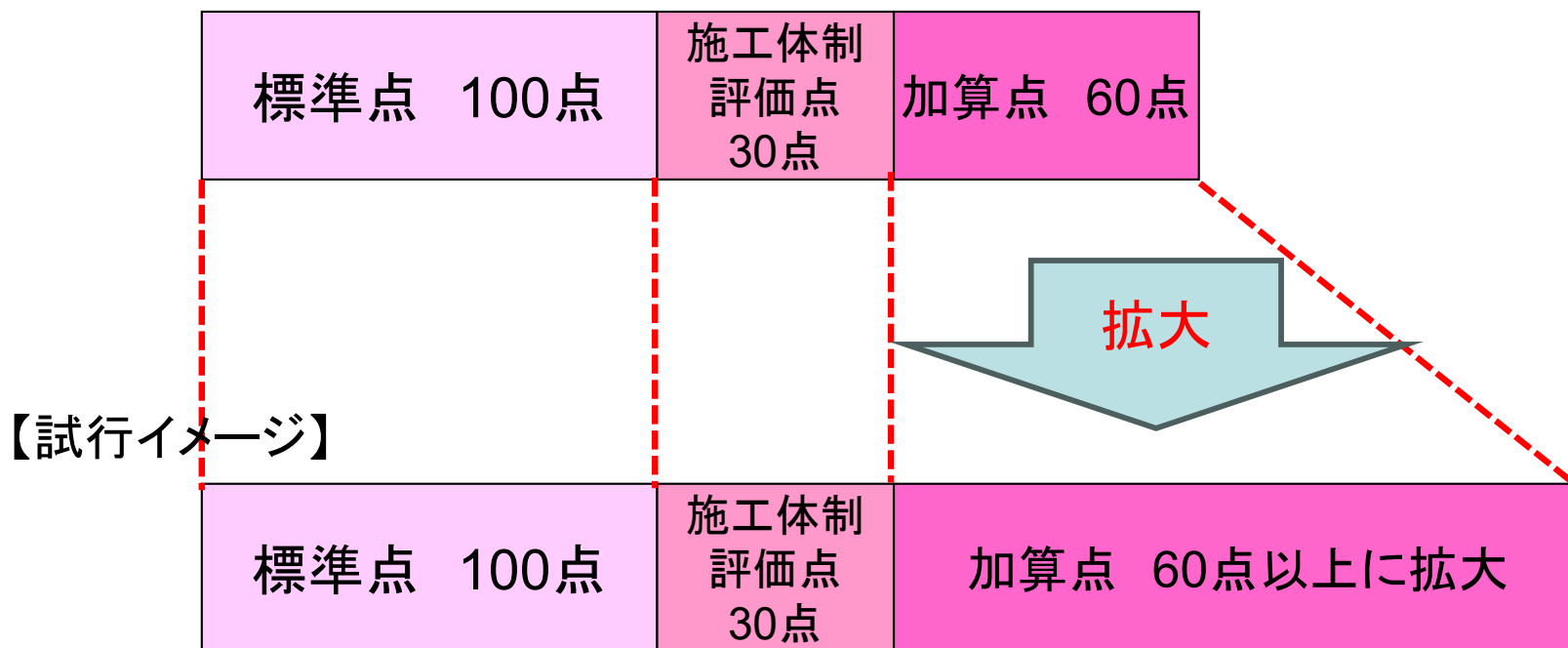


- 標準点、加算点、施工体制評価点等を変えても、落札者や価格1位落札者等に大きな変動はない。

## ②競争参加者の応札行動を変容させるための取り組み

- 過去の入札結果に対し、標準点の配分を変動させるシミュレーションの結果では、落札者の変動はごくわずか。
- これ以上の分析を行うためには、**より技術点を重視した評価点の設定**を行うことにより、受注者の応札行動(入札価格の設定)がどのように変容するかを確認することが必要。
- その際、技術提案テーマの設定にあたっては、提案内容が均質化しにくい設定となるよう留意。

### 【現行運用(技術提案評価S型の場合)】



※加算点の配点は今後検討

## (基本理念)

### 第三条

12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

## (発注者等の責務)

### 第七条 (略)

二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等(新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。)を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

### 【技術提案・交渉方式】

○発注者が仕様を確定できない工事の場合、技術提案・交渉方式を採用することにより、技術協力業務段階において、優先交渉権者の技術提案を踏まえて仕様を確定させながら、価格交渉を経て随意契約。

### 【技術提案評価S型】

○発注者が仕様を確定できる工事の場合には、技術提案評価S型が採用される。  
ただし、提案技術に要するコストも入札価格に含まれるため、CN、新技術などの、費用を要する発展的な提案がしづらい。

○また、技術提案評価型S型は、仮設や工法の変更は認められておらず、品質向上、効率化、安全性、環境等に寄与する技術提案を行うことが難しい。



○発注者が標準的な仕様(案)を確定できる工事においても、一定の仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果(便益)を、一定の範囲内で適切に費用計上できる仕組みを構築できないか。

○その際、技術提案テーマの設定にあたっては、品質向上に加え、「総合的に価値の最も高い資材等(新技術、CN等)」に関する技術の活用や民間の技術開発を促し、好循環を生み出すVFM(Value for Money)の考え方を重視。

VFMに基づく技術提案評価型S型の検討(仮称:S I型)

- 発注者において、標準的な仕様(案)を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上(総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む)が期待される工事を対象に適用。
- 仕様や工法の変更による品質向上が期待される事項について、「技術向上提案」を求める。
- 提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、当面は予定価格の5%を上限とする。

	施工能力評価型		技術提案評価型				
対象工事	技術的工夫の余地が <u>少ない</u> 工事		技術的工夫の余地が <u>大きい</u> 工事				
技術提案内容	II型	I型	SII型 (現行S型)	SI型 (試行)	AIII型	AII型 ※A型再整理	AI型
		簡易な施工計画	施工上の特定の課題等 に対する工夫等	価値の最も高い新技術、資材、機械、工法等	工事目的物の設計変更や 高度な施工技術等		
評価方法		簡易な施工計画を 可・不可の二段階で評価		技術提案を点数評価	部分的 変更	複数の有 力案	通常案は満 足できない
予定価格	企業・技術者の能力等(実績)を点数評価				技術提案に基づき作成		
	標準案に基づき作成			新技術、資材、機械、 工法等に係るコストは 予定価格に入れない	技術提案に基づき作成		

※技術向上提案については、それに係るコストの上限を設ける  
 ※契約後、技術向上提案の活用が決定された場合は設計変更とする。



# VFMに基づく技術提案評価型S型の検討(適用想定ケース)

- 元設計では施工期間が約20週間要したが、現行S型では軽微な構造変更を伴う技術提案は求められないため、**契約後に切土計画を変更した事例**
- OSI型により、軽微な構造の変更等の技術提案を可能にすることで、施工者の知見を活用して懸念事項の解決を図ることが可能となる**

<b>工種</b>	法面安全対策工、坑口部掘削工
<b>元設計の問題点</b>	法面安定対策工として、鉄筋挿入工が考えられているが、必要工期と冬季施工が重なり、吹付けコンクリートの施工は実質不可能であった。 また全国的なボーリング工事の増加により年内中は施工班の手配ができない懸念あり。
<b>変更内容</b>	鉄筋挿入工の代替案として、早期に施工可能なトンネル施工班・トンネル掘削機械(油圧ホイールジャンボ)にて小口径長尺鋼管の打設を行う。

比較表	元設計 鉄筋挿入工(ロータリーパーカッション削孔)	変更内容 坑口部小口径長尺鋼管打設工(油圧ジャンボ削孔)
概要図		
必要工期	降雪の影響を考慮した施工期間:約20週間	降雪の影響を考慮した施工期間:約8週間
評価	9段階×各工種の施工となり、必要工期が長くなる。又、各段階での施工性が落ちる。 降雪・上部法面の積雪の影響により、モルタル吹付け作業は冬季(1月～3月)の施工は実質不可能である。	法面对策工として、鉄筋挿入工の代替案として、油圧ジャンボを使用して小口径長尺鋼管(φ76.3×5.2t 削孔径φ90)を打設する。鋼管打設は、機械、作業員もトンネル施工班で施工することができ、確実にかつ早期に施工を開始することができる。

## 【対象工事】

- 発注者において、標準的な仕様(案)を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づいた仮設物、工法、目的物の比較的軽微な変更により、更なる品質向上、安全性向上、環境改善等が期待される工事を対象とする。

## 【想定される適用工事(例)】

- 発注段階で標準仕様(案)は確定できるものの、**施工業者が保有するノウハウや技術を採用することで、品質・環境・安全性等の更なる改善に繋げる。**

→従来S型で発注していた工事のうち、比較的難易度が高い工事や一定の不確実性が考えられる工事を想定

※実際のテーマ設定に当たってはより具体化が必要

- 導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい「省人化に資する新技術・工法」や、「脱炭素に資する資材の活用」等の推進すべき政策課題。**

⇒トンネル、橋梁、ダムなどの比較的大規模な工事を想定

## 【試行により確認すべき事項】

- 従来のS型では、提案し得なかった仕様等の変更提案により、品質・安全性・環境等の改善に繋がられたか。**
- 従来のS型では、**費用面等からで導入し得なかった「総合的に価値の最も高い資材等」の導入が可能となったか。**
- 技術提案評価A型やECI方式で発注した場合と比較し、事務手続き負担は軽減されているか。**

R6.6 発注者懇談会(システム部会)

○本日のご意見をふまえた制度検討・見直し

R7年度発注

○加算点の配分を増やした試行を実施。

○技術提案評価S I 型の試行を実施。

R7以降

○仮称S I 型及び加算点変更の試行についてフォローアップ調査(効果・課題の把握)、評価の実施

○「国土交通省直轄工事における総合評価方式の運用ガイドライン」、「公共工事における入札契約方式の適用に関するガイドライン」の改定

本格運用

(令和6年度中)

・試行に向けた具体の運用、  
対象工事の選定 等の検討

# 1) 担い手3法のこれまでの改正経緯

**品確法**  
(平成17年制定)

Point

価格のみでなく**品質を加味した総合評価**の導入



**建設業法・入契法**  
(昭和24年制定)(平成12年制定)

Point

建設工事の**適正な施工の確保**・公共工事の**入札契約の適正化**



平成26年 担い手3法

Point

発注者は、受注者が**適正な利潤を確保**できるようにすること  
従事する者の賃金その他の**労働条件、労働環境の改善**

※5年後見直し規定あり(附則第2項)

5年後

Point

**ダンピング対策の強化**と建設工事の**担い手の確保**

※5年後見直し規定あり(附則第8条)

5年後

令和元年 新・担い手3法

Point

元請は、**下請が利潤・工期を確保**できる発注をすること

※5年後見直し規定あり(附則第2項)

5年後

Point

働き方改革に向けた**適正な工期の確保**

※5年後見直し規定あり(附則第8条)

5年後

令和6年 第3次・担い手3法

Point

担い手の**休日・賃金の確保**と**地域建設業等の維持**

※5年後見直し規定あり(附則第2項)

Point

労働者の**処遇改善**と価格高騰時の**労務費へのしわ寄せ防止**

※5年後見直し規定あり(附則第5条)

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、  
**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策</li> <li>● 能力に応じた処遇</li> <li>● 多様な人材の雇用管理の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標準労務費の確保と行き渡り</li> <li>● 建設業者による処遇確保</li> </ul>
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スライド条項の適切な活用 (変更契約)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資材高騰分等の転嫁円滑化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約書記載事項</li> <li>- 受注者の申出、誠実協議</li> </ul> </li> </ul>
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 休日確保の促進</li> <li>● 学校との連携・広報</li> <li>● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格</li> <li>● 測量資格の柔軟化【測量法改正】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工期ダンピング防止の強化</li> <li>● 工期変更の円滑化</li> </ul>
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICT活用 (データ活用・データ引継ぎ)</li> <li>● 新技術の予定価格への反映・活用</li> <li>● 技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICT指針、現場管理の効率化</li> <li>● 現場技術者の配置合理化</li> </ul>	
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切な入札条件等による発注</li> <li>● 災害対応力の強化 (JV方式・労災保険加入)</li> </ul>	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <b>公共工事品質確保法等の改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事を対象に、よりよい取組を促進 (トップアップ)</li> <li>・誘導的手法 (理念、責務規定)</li> </ul> </li> <li>◇ <b>建設業法・公共工事入札適正化法の改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ)</li> <li>・規制的手法など</li> </ul> </li> </ul>
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発注担当職員の育成</li> <li>● 広域的な維持管理</li> <li>● 国からの助言・勧告【入契法改正】</li> </ul>	





# 3) 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要

## 背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

### 担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

### 地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

### 生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

### 公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

## 改正の概要

### 1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

#### 休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

#### 処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

#### 担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施  
※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

### 2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

#### 適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

#### 災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

### 3. 新技術の活用等による生産性向上

#### 新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進 ・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

#### 技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

### 4. 公共工事の発注体制の強化

#### 発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

#### 入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

## 測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定等